

5 工事申込み及び手続き

5・1 給水装置工事申込み

- 1 給水装置工事をしようとする者は、管理者に申し込まなければならない。
- 2 工事事業者は、給水装置工事を施工しようとするときは、あらかじめ管理者の設計審査を受け、施工後直ちに完了検査を受けなければならない。
- 3 工事事業者（主任技術者）は構造材質基準の適合確認、管理者の指定する材料及び工法の確認、末端の水栓において必要な水量を確保するための水理計算、現場の事前調査等を実施し、申込みを行うこと。
- 4 給水装置工事の申込みは、給水工事受付センターでの窓口申請又は電子申請により行うこと。

<解説>

- 2 管理者への申込みは、給水装置工事をしようとするものが工事事業者を選定し、当該工事に係る設計・施工を委任する。工事事業者は、必要書類を給水工事受付センターに、電子申請または窓口で提出し、審査を受けなければならない。ただし、修繕工事の場合には、工事完了後速やかに給水装置工事（修繕工事）届出書を提出すること。給水装置工事の申込みに必要な関係書類は、次による。

申込みに必要な図書

No	図書名	様式	部数	備考
(1)	給水装置工事申込・施行承認申請書	施行規程第3号	1	横浜市ウェブサイトよりダウンロード
(2)	設計図面（A3）		1	指定の書式（横浜市ウェブサイトよりダウンロード）
(3)	使用予定水量申請書		1	指定の用紙
(4)	給水装置所有者変更届	施行規程第12号	1	原則メーター1個につき1枚
(5)	宅地内引込管所有者変更届		1	指定の用紙
(6)	建築確認通知書の写し		1	
(7)	建築確認済証未提出に係る届出書		(1)	No.6の添付ができない場合
(8)	給水申込書（新設等）	施行規程第8号	1	開栓用紙、必要に応じてメーター1個につき1枚
(9)	給水申込書（再開）	施行規程第8号	1	〃、〃
(10)	給水装置使用中止（廃止）届	施行規程第9号	1	停水用紙、〃
(11)	道路掘削申請手続き申込書		1	案内図1部添付
(12)	道路掘削及び占用図		1	
(13)	道路占用手続き委任書		1	
(14)	給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事履行誓約書		1	
(15)	給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事施工者確認書		1	施工者の欄を記入して提出 施工者が明らかでない場合、完了届提出時
(16)	河川水路下水等の占用に必要な申請図書		1	
(17)	道路内平行私有管譲渡申出書		1	

(18)	道路内平行私有管譲渡に関する確認書		1	
(19)	私道(土地)占用・使用承諾書		1	譲渡用
(20)	私有管無償譲渡契約書		1	譲渡契約締結の場合
(21)	道路占用及び掘削許可書(写し)		1	公道内に私有管を所有する場合
(22)	公道内私有管管理確認書		1	〃
(23)	許可申請書 ※河川		1	河川に私有管を所有する場合、許可書の写し
(24)	急傾斜地崩壊危険区域内行為許可申請書		1	許可書の写し
(25)	工事用その他による給水計画等申請書		1	前受け料金用
(26)	開発行為に伴う消防局の同意書		1	
(27)	受水槽施設事前相談(指導)票		1	横浜市受水槽施設事前指導に関する要綱参照
(28)	水理計算確認書		1	3階建以上の建物及び管理者が必要と認める場合
(29)	直結増圧式給水条件承諾書		1	直結増圧の場合
(30)	増圧給水設備設置の猶予条件承諾書		1	直結増圧猶予の場合
(31)	各戸メーター等譲渡申請書		1	既設建物直結給水切替用
(32)	管路活水器等維持管理誓約書		1	
(33)	その他誓約書等		1	管理者が必要と認める場合

(3) 使用予定水量申請書

一戸建て一般住宅及び直結給水している共同住宅以外の申込みについて、1日最大使用水量を算出し提出する。

(4) 給水装置所有者変更届

給水装置の所有者を変更するとき、又は区画されている敷地内にあらかじめ配水支管より引込んである給水管の所有者を変更するときに提出する。

(5) 宅地内引込管所有者変更届

区画されている敷地内にあらかじめ給水本管等より引込んである給水管の所有者を変更するとともに、給水本管からの分岐の承諾を得て提出する。

(6) (7) 建築確認通知書の写し又は建築確認済証未提出に係る届出書

違法建築を事前に調査確認するために、建築主事が発行する建築確認通知書の写しを提出する。また、仮設工事等、臨時に給水するとき及び井戸水使用からの転用等の場合は、建築確認済証未提出に係る届出書を提出する。(建築確認通知書は民間検査機関のものでも可)

(11) (12) (13) 道路占用及び掘削工事施行許可申請に必要な図書

公道を占用及び掘削をする場合に申請する書類として提出する。

(14) (15) 公道の本復旧を自己復旧又は他企業が復旧する場合に必要な申請図書

公道について、工事事業者が復旧工事施工事業者等に依頼して本復旧を施工する自己復旧の場合、又は他企業工事との競合により他企業において本復旧する他企業復旧の場合に届け出る書類として提出する。

なお、(15)については、復旧工事施工者を記入(施工者が明らかでない場合、完了届提出

時に記入) して提出する。

(17) 道路内平行私有管譲渡申出書

道路内に平行布設した私設水道管の所有者が、管理者に所有権を無償譲渡する場合の申出書である。なお、譲渡には、工事完了のとき、又は工事完了後 1 年を経過したときの 2 通りあり、申込者の選択とする。

(19) 私道（土地）占用・使用承諾書（譲渡用）

他人の所有地内に給水装置工事を施工し、私有管の所有を管理者へ譲渡する場合は、所定の様式で管理者へ提出する。

(22) 公道内私有管管理確認書

公道内に平行に布設した私設水道管の所有者が、管理者に所有権を譲渡しない場合に提出する書類である。なお、確認書を提出するときは、道路管理者が発行する道路占用及び掘削工事施行許可書の写しを併せて提出する。

(23) 許可申請書（※河川）

私設水道管を河川等に横断する場合は、河川管理者の許可が必要なため、申込者が申請をし、その許可書の写しを提出する。

(24) 急傾斜地崩壊危険区域内行為許可申請書

急傾斜地崩壊危険区域内において、給水装置工事を施工する場合、事前に神奈川県知事の許可を得てその写しを提出する。

(25) 工事用その他による給水計画等申請書

水道条例第 32 条（料金の前納）により使用予定水量に相当する料金概算額を前納するために必要な書類であり、給水申込書と一緒に提出する。

(28) 水理計算確認書

給水装置工事主任技術者が水理計算により支障なく給水が可能であることを確認した証として、直結式で 3 階建以上の建物へ給水する場合に提出する。

(30) (31) 直結増圧式給水条件承諾書、増圧給水設備設置の猶予条件承諾書

直結増圧式給水及び増圧給水設備設置の猶予に係る給水条件を承諾した証として提出する。

(32) 管路活水器等維持管理誓約書

管路活水器等の維持管理及び管路活水器等の下流側における水質責任については、工事申込者（所有者）が負う旨を記入し、提出する。

(33) その他誓約書等

管理者が必要と認めた場合の各関係書類

3 申込前の事前調整

(1) 次の項目に該当する工事については、管理者と事前に調整すること。

ア 道路調整会議に提出を要する工事

イ 口径 75 mm以上及び S50 形ダクタイル鉄管で断水を伴う給水申込み

ウ 工事負担金に係る給水申込み

エ 国道掘削を伴う給水申込

(2) その他舗装道路の掘返し規制期間内の道路については、道路管理者が特に認めるもの以外は掘削できないので、事前に調査のうえ、申込手続きをすること。

4 給水装置工事の申込みは、給水工事受付センターで行うこと。

<給水工事受付センター案内図>

	<p>所在地 保土ヶ谷区川辺町5番地1 交通手段 相模鉄道星川駅下車 徒歩5分 駐車場 17台(公共交通機関での来庁に協力を お願いします)。</p>				
<p>受付窓口</p> <table border="1"> <tr> <td>2階 港南区、磯子区、金沢区、旭区、泉区、瀬谷区 栄区、戸塚区</td><td>TEL 045-489-3024 FAX 045-461-9662</td></tr> <tr> <td>3階 鶴見区、神奈川区、港北区、都筑区 西区、中区、南区、保土ヶ谷区、緑区、青葉区</td><td>TEL 045-489-3056 FAX 045-461-9713</td></tr> </table>	2階 港南区、磯子区、金沢区、旭区、泉区、瀬谷区 栄区、戸塚区	TEL 045-489-3024 FAX 045-461-9662	3階 鶴見区、神奈川区、港北区、都筑区 西区、中区、南区、保土ヶ谷区、緑区、青葉区	TEL 045-489-3056 FAX 045-461-9713	<p>電話番号</p>
2階 港南区、磯子区、金沢区、旭区、泉区、瀬谷区 栄区、戸塚区	TEL 045-489-3024 FAX 045-461-9662				
3階 鶴見区、神奈川区、港北区、都筑区 西区、中区、南区、保土ヶ谷区、緑区、青葉区	TEL 045-489-3056 FAX 045-461-9713				

<水道事務所一覧>

担当行政区	担当事業所名	所 在 地	電 話 番 号
港 北 区 都 筑 区	菊名水道事務所	港北区大豆戸町155番地	TEL 045-531-4181 FAX 045-531-9933
鶴 見 区 神奈川区	鶴見水道事務所	鶴見区鶴見中央三丁目4番12号	TEL 045-521-2321 FAX 045-504-4927
旭 区 泉 区 瀬 谷 区	三ツ境水道事務所	瀬谷区二ツ橋町553番地	TEL 045-363-1541 FAX 045-365-0915
緑 区 青 葉 区	青葉水道事務所	青葉区大場町41番地の1	TEL 045-974-2331 FAX 045-974-3127
港 南 区 磯 子 区 金 沢 区	洋光台水道事務所	磯子区洋光台六丁目10番1号	TEL 045-833-7491 FAX 045-831-0679
戸 塚 区 栄 区	戸塚水道事務所	戸塚区上倉田418番地	TEL 045-871-6461 FAX 045-864-4182
中 区 南 区 西 区 保土ヶ谷区	中村水道事務所	南区中村町四丁目305	TEL 045-252-9001 FAX 045-241-2570

水道事務所案内図（横浜市W E B サイト）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/suido/sonota/annaizu/>

5・2 完了届

工事事業者は、給水装置工事が完了した場合、速やかに管理者へ給水装置工事完了届を、電子申請または窓口で提出しなければならない。提出方法は、給水工事受付センターの窓口又は電子申請により行うこと。

<解説>

完了届に必要な図書

No	図書名	様式	部数	備考
(1)	給水装置工事完了届	施行規程第5号	1	横浜市ウェブサイトよりダウンロード
(2)	完成図面(A3)		1	指定の書式(横浜市ウェブサイトよりダウンロード)
(3)	オフセット図		1	完成図面に記入
(4)	水槽以下設備図		1	管理者が必要と認める場合
(5)	受水槽施設概要書		1	受水槽を設置・変更・撤去の場合
(6)	給水装置工事記録写真		1	道路掘削を伴う場合必須提出
(7)	道路掘削工事記録写真		1	横浜市道の道路掘削を伴う場合必須提出
(8)	メーター預り書 メーター設置届出書		1	既設建物直結給水切替用 メーター受領時及び設置後速やかに提出
(9)	連絡責任者選定(変更)届		1	
(10)	共同住宅等の使用者名簿		1	
(11)	施錠装置付共同住宅に係る 施錠装置の解錠方法(解錠方法 の変更)届出書		1	オートロックマンションの場合
(12)	給水装置工事に伴う道路掘削 跡路面復旧工事施工者確認書		1	申込時に未提出の場合、施工者の欄に記入して提出
(13)	給水装置工事に伴う道路掘削 跡路面復旧工事しゅん工届		1	本復旧工事が完了している場合
(14)	その他			管理者が必要と認める場合

(1) 給水装置工事完了届

水圧テスト結果並びに給水装置の構造及び材質が政令で定める基準に適合していることの確認について、指定するところにより報告しなければならない。

(3) オフセット図

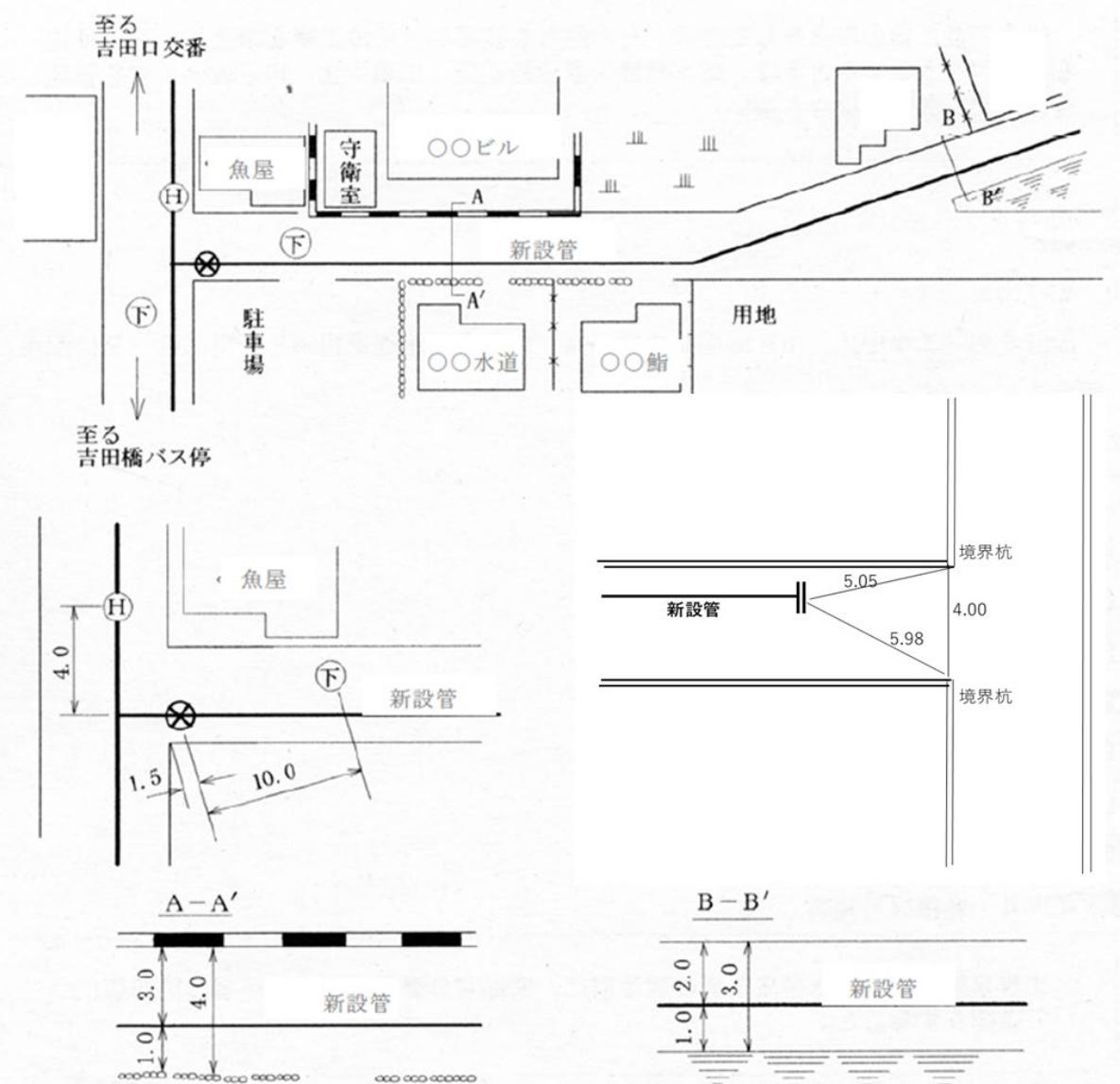
オフセットは、新設管及び既設管の埋設場所を明示すると同時に、分岐部、共用止水栓、管末等は維持管理上必要となるので、正確に測定し、完成図面に記入すること。

ア 測点の選定は、できる限り半永久的構造物とし、3点以上からとるものとする。ただし、管のオフセットは道路境界線と埋設位置の距離としてよい。

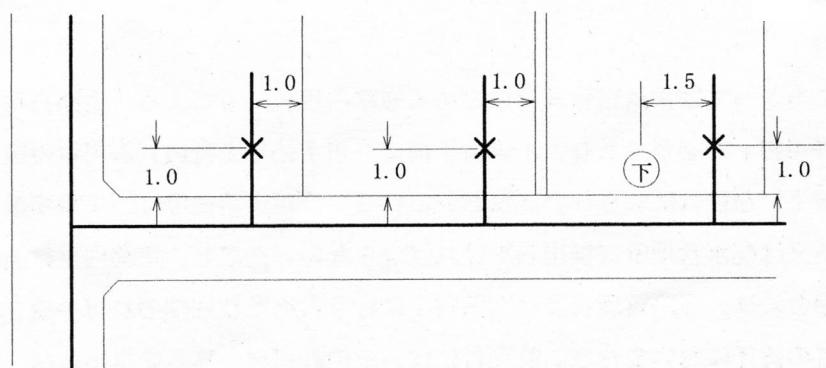
イ 敷地内の止水栓位置のオフセットを2点以上からとること。

ウ 管末のオフセットを記入すること。

(ア) 分岐・止水栓・管末の場合



(イ) 宅地内第一止水栓の場合



※マンホール等の測定位置は、ふたの中心。L型、U字溝は、角の外側とします。

(6) 給水装置工事記録写真

道路掘削を伴う口径 50mm 以下の給水装置工事を施工した場合、完了届提出時、所定の用紙に必要事項を記入し写真を添付して提出すること（「口径 50mm 以下給水装置工事 道路内施工状況等工事記録写真撮影例（必須提出用）」参照）。

その他については、管理者の求める工事記録写真を提出する。

口径 50mm 以下給水装置工事 道路内施工状況等工事記録写真撮影例（必須提出用）

① 既設配水管埋設状況写真



② 既設配水管外観状況写真



④ 給水管布設状況写真

③ サドル付分水栓取付状況写真



※掲載写真は水道局請負工事現場のもの（写真用黒板等は給水装置工事用を使用のこと。）

撮影要領

- 写真用黒板等を使用し、必要要件を記入して撮影する。なお、デジタル工事写真の小黒板情報で提出する場合は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化に関する特記仕様書に基づくこととする。
- 大きさはL判を基本とすること。また、撮影は、デジタルカメラも可とする
- 分水器具（サドル付分水栓等）設置場所から30cm四方が確認できる範囲を撮影すること。
- 管栓工事の施工状況が確認できる撮影とすること。
- その他、局が求めた場合の写真については、5・7工事記録写真の標準を参考にして提出すること。

(7) 道路掘削工事記録写真

横浜市道で道路掘削を伴う工事を施工した場合、完了届提出時、所定の用紙に必要事項を記入し写真を添付して提出すること（「道路掘削工事記録写真」参照）。

(13) 給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事しゅん工届（本復旧工事が完了している場合のみ）

給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事が完了している場合は、本復旧工事記録写真を添付して提出する。

なお、完了届提出時に本復旧が完了していない場合は、速やかに施工し、後日工事記録写真を提出する。

また、本復旧工事が他企業工事等により施工されている場合は、本復旧が完了していることが確認できる写真を添付し提出する。

メッシュ	- : -
栓番号	管区号

給水装置工事記録写真（N O. 1）

受付番号 年度 第 号

区 町 丁目 番 号

穿孔日 年 月 日

既設配水管 管種・口径 φ mmポリスリーブの有無 有 無管表面の状態 良好 やや悪い かなり悪い 非常に悪い配水管土被り m配水管（分岐部）部の地下水の有無 有 無〃 土質 砂 粘土 土たん（青っぽい） 普通土

① 既設配水管埋設状況写真

② 既設配水管外観状況写真

給水装置工事記録写真（N O. 2～）

受付番号 年度 第 号

区 町 丁目 番 号

- ③ サドル付分水栓取付状況写真
- ④ 管栓施工状況写真
- ⑤ その他必要な写真

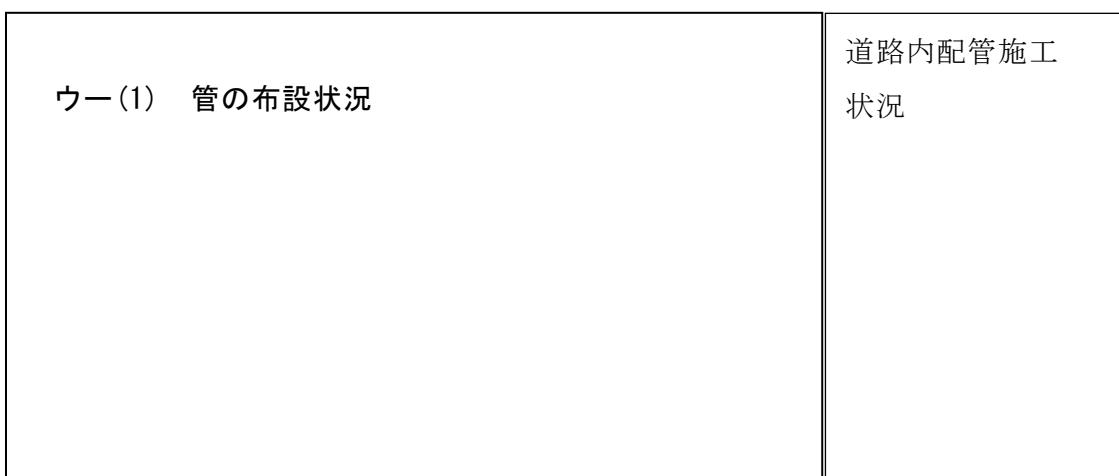
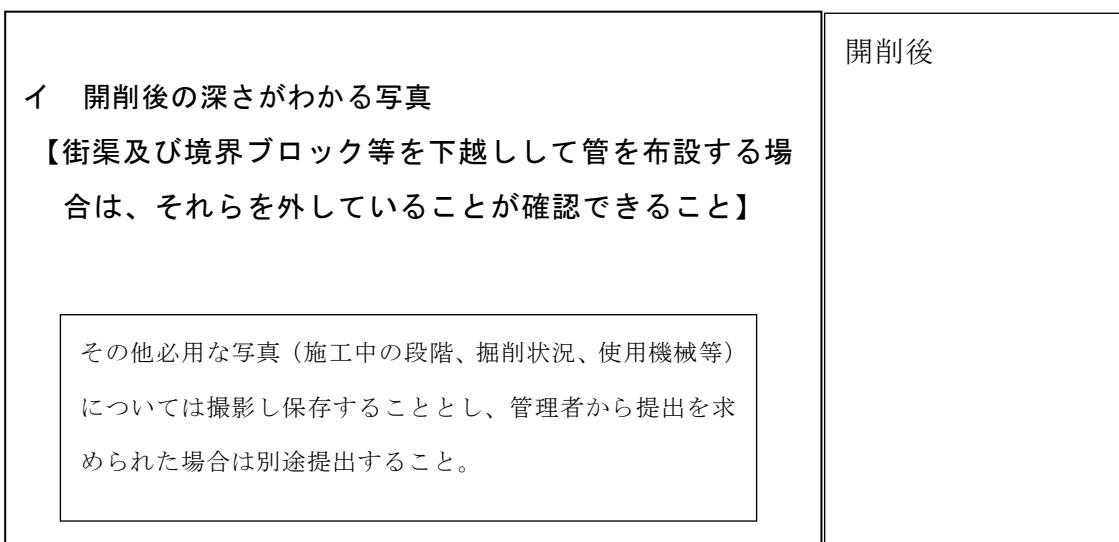
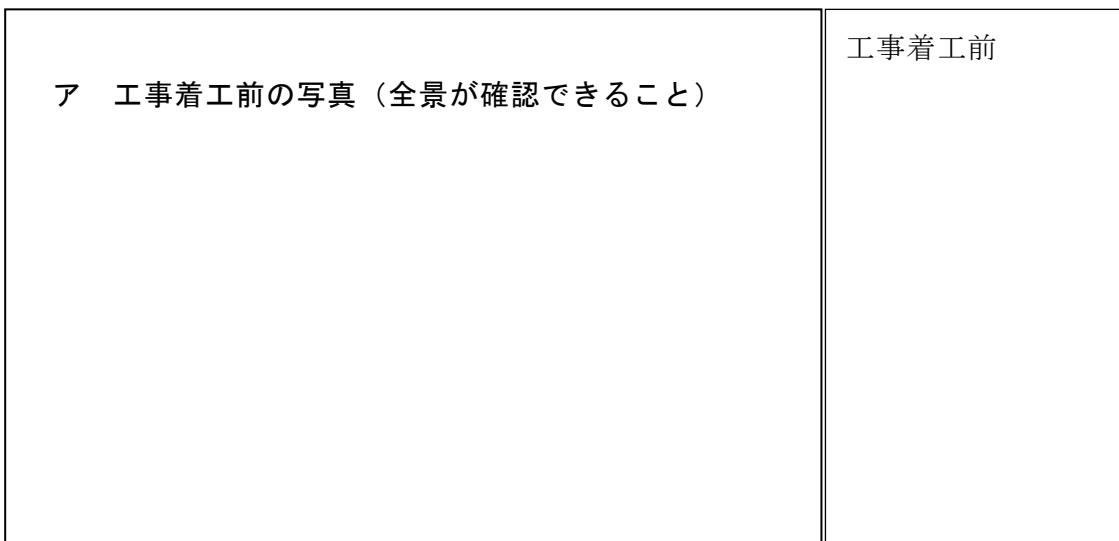
道路掘削工事記録写真（NO. 1）

小規模工事用

許可番号 年度 第 号

区 町 丁目 番 号

給水装置工事受付番号 年度 区 第 号



道路掘削工事記録写真（NO. 2）

小規模工事用

許可番号 年度 第 号

区 町 丁目 番 号

給水装置工事受付番号 年度 区 第 号

ウー(2) 管の撤去状況	道路内配管撤去 状況
--------------	---------------

エー(1) 転圧している写真 (路床埋戻しを確認できるもの)	埋戻し完了状況
その他必用な写真（埋め戻し中の段階、各層の転圧状況等） については撮影し保存することとし、管理者から提出を求められた場合は別途提出すること。	

エー(2) 転圧している写真 (路盤工を確認できるもの)	道路内路盤工完了 状況
その他必用な写真（路盤施工中の段階、各層の転圧状況等） については撮影し保存することとし、管理者から提出を求められた場合は別途提出すること。	

道路掘削工事記録写真（NO. 3）

小規模工事用

許可番号 年度 第 号

区 町 丁目 番 号

給水装置工事受付番号 年度 区 第 号

<p>才（1） 仮復旧（全景）</p>	道路内仮復旧完了 状況
<p>才（2） 本復旧 (全景が確認できる写真)</p> <p>他企業復旧の場合は不要</p>	道路内本復旧完了 状況

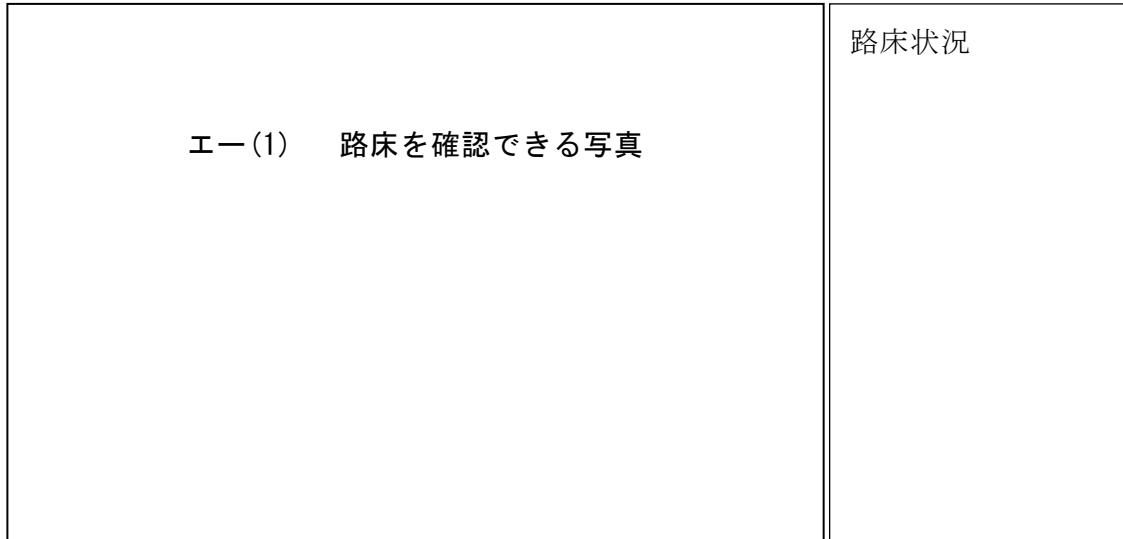
道路掘削工事記録写真 (NO. 4)※

小規模工事用

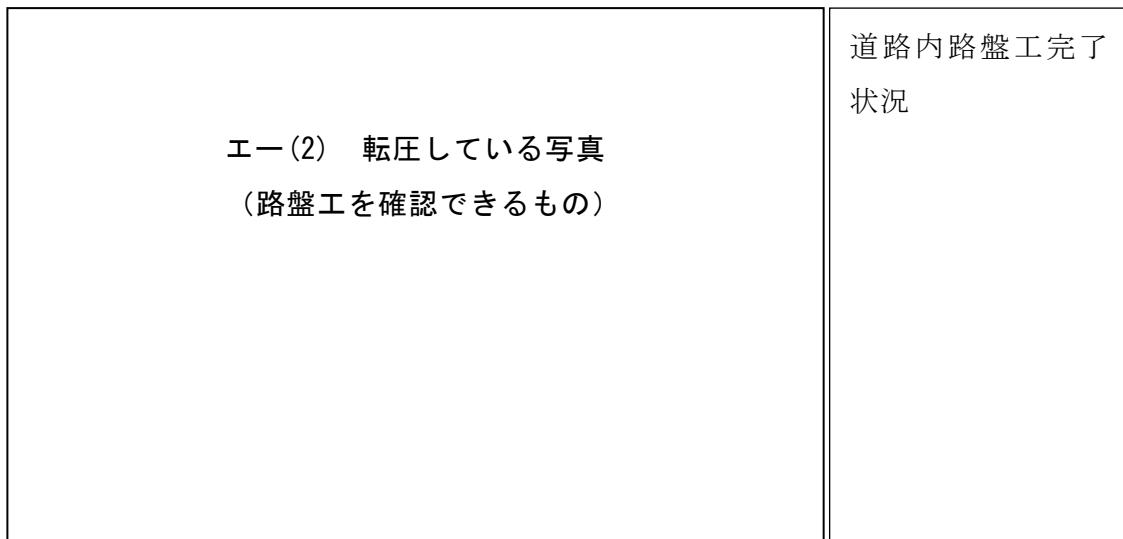
許可番号 年度 第 号

区 町 丁目 番 号

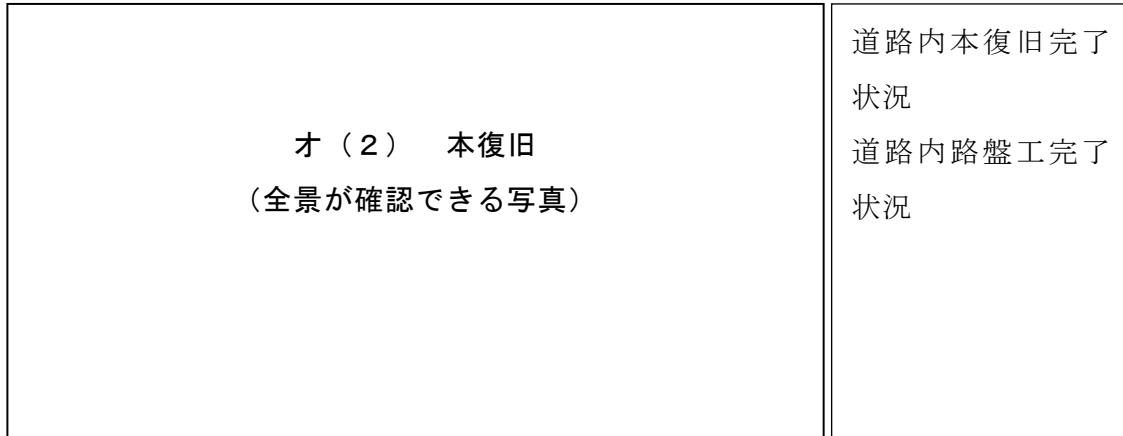
給水装置工事受付番号 年度 区 第 号



エー(1) 路床を確認できる写真



オ (2) 本復旧
(全景が確認できる写真)



※路盤先行の場合は不要

5・3 設計変更

給水装置工事の申込みをした者は、その設計を変更し、その工事を中止し、又はその申込みを取り消そうとするときは、給水装置工事設計変更（工事中止・申込取消）届を管理者に提出しなければならない。

<解説>

1 届出先

設計変更（工事中止・申込取消）の届出は、給水工事受付センターへ提出すること。

2 設計変更となる条件

- (1) 分岐位置が変更となるとき。
- (2) メータ一口径が変更となるとき。
- (3) 給水装置が著しく変更となるとき。
- (4) 給水量が著しく変更となるとき。
- (5) 水道利用加入金の額が変更となるとき。
- (6) 給水方式が変更となるとき。
- (7) その他管理者が必要と認めたとき。

※ 設計審査手数料は、給水装置工事を中止し、又は取消しした場合であっても納入しなければならない。

5・4 申込者変更等

- 1 申込者変更
- 2 工事事業者変更

<解説>

1 申込者変更

建売住宅で、給水装置工事完了届提出前までに、申込者と購入者との間において、売買契約が成立し、加入金の納入通知書を購入者名とする場合や、相続等により申込者名義で完了届を提出できないため、相続人名義に変更する場合、法人の申込者が統合等により新会社名で工事を完成する場合などは、給水装置工事申込者変更届により、申込者を変更することができる。

2 工事事業者変更

申込者が委任した工事事業者が廃業等何らかの理由により、給水装置工事を完了させることができなくなった場合、委任契約者解任（変更）届を提出し、新たに選任した、給水装置工事事業者にその工事を継承させることができる。

5・5 各種許可関係

工事事業者は、給水装置工事の着手前に、関係官公署及び利害関係者の許可等について確認し、許可申請に必要な図書を提出すること。

<解説>

1 挖削及び占用申請

(1) 許可の取得

公道の掘削にあたっては、道路法第32条第1項及び第3項の規定に基づき、道路管理者の許可を得る必要があり、工事着手前に占用許可申請手続きを行い、許可取得後、公道掘削工事に着手しなければならない。

この手続きは、給水装置工事の申込者が道路管理者に対して行うものであるが、申込者から委任を受けた場合は、管理者が必要な書類の提出を受けこの事務を代理して行う。

ただし、道路内平行給水管を譲渡しない場合には、道路管理者及び関係官公署に行う掘削及び占用許可手続き等は、すべて申込者の責任において行う。

管理者が代理して占用許可申請手続きを行った場合は、管理者が占用許可取得後許可書を当該工事事業者に交付する。また、占用許可手続きを申込者が行った場合は、管理者へその許可書の写しを提出しなければならない。

なお、国土交通省が管理する道路の占用工事については、その都度、給水工事受付センターと協議するものとする。

(2) 小規模占用工事（市道の口径50mm以下布設延長が20m未満の掘削占用工事）の場合

小規模占用工事を行う場合は、「表-1」に掲げる図書を給水装置工事申込み時に管理者に提出すること。

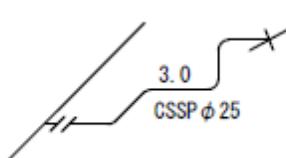
表-1 小規模占用工事の提出図書

提出図書名	提出部数
1 道路掘削申請手続き申込書	1
2 道路占用手続き委任書	1
3 給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事施工者確認書	1
4 給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事履行誓約書	1
5 現場案内図	1
6 その他管理者が必要と認める書類	

※提出図書1：小規模占用工事の「道路掘削申請手続き申込書」の記入にあたっては、次の記入要領に従い記入すること。

[小規模占用工事の道路掘削申請手続き申込書記入要領]

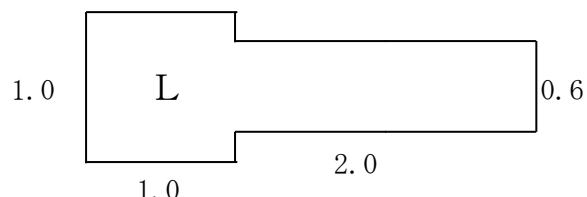
[パターン図申請及び小規模手書申請]

記入項目	記入要領
工事場所	掘削する工事場所を記入すること。
工事名	(1) 口径○○mm給水装置○○工事 (2) 口径□□mm給水装置□□工事 } 等と記入
工二期	掘削許可後、2週間以内の接続予定日を記入すること。
占用面積	<p>(1) 長さは、分岐点から道路と敷地との境界までの延長、又は分岐点から管末までの延長をメートル単位で記入すること。 (2) 延長は、小数第1位未満を四捨五入して記入すること。 (3) 幅は、埋設管の外径をメートル単位で記入すること。</p> <p>記入例</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道用ステンレス鋼鋼管 (S S P) 口径 $\phi 25\text{mm}$ を 0.029m 口径 $\phi 50\text{mm}$ を 0.049m ダクタイル鋳鉄管 (S 50形) 口径 $\phi 50\text{mm}$ を 0.068m <p>と記入すること。</p> <p>(4) 幅の記入にあたり、さや管を使用して布設した場合は、そのさや管の外径をメートル単位で記入すること。 (5) 埋設管が中間で外径が異なる場合は、各外径別に記入すること。</p>
占用面積	<p>記入例</p>  <p>長さ 2.5m 幅 0.029m 1条</p> <p>(6) 引込み給水管が1本の場合は、1条と記入すること。</p>

- (1) 5・5 1の(8)の舗装種別の記号を記入すること。
 (2) 延長及び幅は、分岐部分の実掘削延長及び幅並びに引込管部分の実掘削延長及び幅を別々に記入すること。
 ※ 分岐部分の最小掘削延長及び幅並びに引込管部分の掘削幅は、原則として5・5 1の(9)の当局指定標準掘削寸法によること。

復旧面積

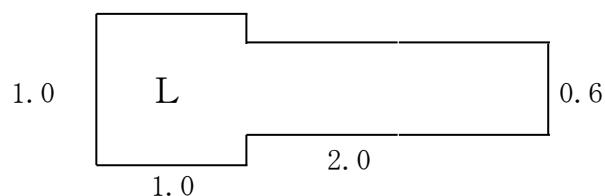
記入例



舗装別	復旧面積		
	延長	幅	面積
L	1.0 2.0	1.0 0.6	2.2

掘削寸法図

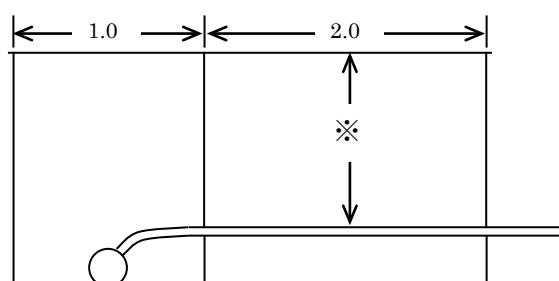
舗装種別の記号と、掘削延長及び幅を記入すること。



掘削断面図

分岐部分掘削断面、引込管部分掘削断面及び布設管断面並びにその各々の延長並びに引込管の土被りを記入すること。

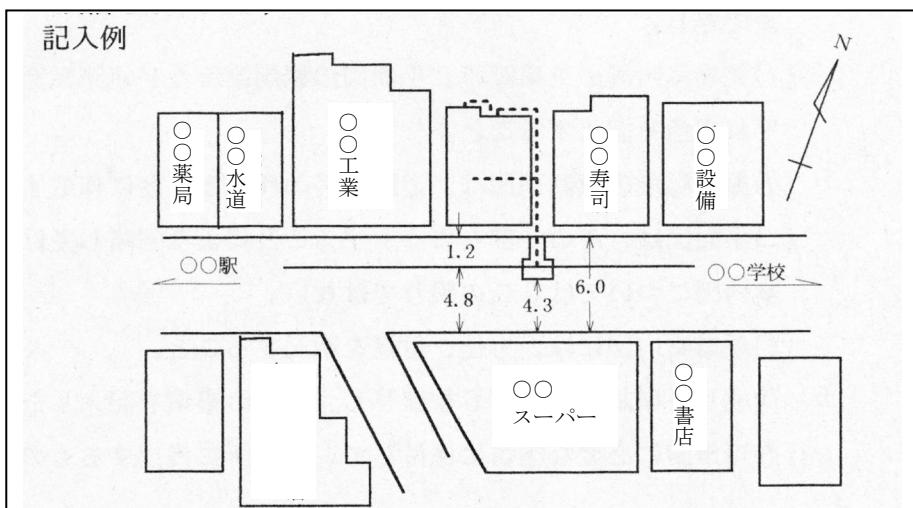
記入例



※ 土被りについては、道路管理者の指示により決定すること

現場案内図

- (1) 現場案内図は、工事場所が容易に特定できるよう、工事場所、施工路線、付近の状況、道路状況、公設物などの主要な目標物を記入し作成すること。また、案内図内に掘削寸法等が記入不可能な場合は、この部分のみの詳細図を別途記載する。
- (2) 給水装置工事申込・施行承認申請書に記載したものと同等の現場案内図を記入すること。
- (3) 案内図には、方位、目標、工事申込者の家屋を除いた周辺家屋の名前、屋号等を記入すること。
- (4) 案内図に掘削の寸法を実線、引込管を点線、道路幅員・掘削残幅を示す矢印、及び寸法を実線で記入すること。



工事番号

番号は、給水装置工事申込・施行承認申請書に交付する受付番号を記入すること。

記入例

H〇〇 ×× (区名) 第▽▽▽号

給水装置工事
申込者氏名

当該給水装置工事申込者氏名を記入すること。

指定給水装置工
事事業者
及び
電話番号

指定給水装置工事事業者名及びその電話番号を記入すること。

記入例

〇〇〇工務店

△△△-×××

(3) 大規模占用工事（市道の口径 50 mm以下布設延長が 20m以上の大規模占用工事）の場合
大規模占用工事は、道路管理者及び所轄警察署の合議により占用許可が下りるため、占用許可に日数を要するので、給水装置工事の施工予定を考慮して余裕をもって給水装置工事申込を行い「表－2」に掲げる図書を管理者に提出すること。

なお、道路管理者から事前の現場立会いを求められた場合は、原則、当該給水装置工事に選任された主任技術者が、管理者（水道局担当者）とともに立会うものとする。

表－2 大規模占用工事の提出図書

提出図書名	提出部数
1 道路掘削申請手続き申込書	1
2 道路占用手続き委任書	1
3 給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事施工者確認書	1
4 給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事履行誓約書	1
5 現場案内図、平面図、掘削寸法図、掘削断面図	1
6 その他管理者が必要と認める書類	

※提出図書1：大規模占用工事の「道路掘削申請手続き申込書」の記入にあたっては、次の記入要領に従い記入すること。

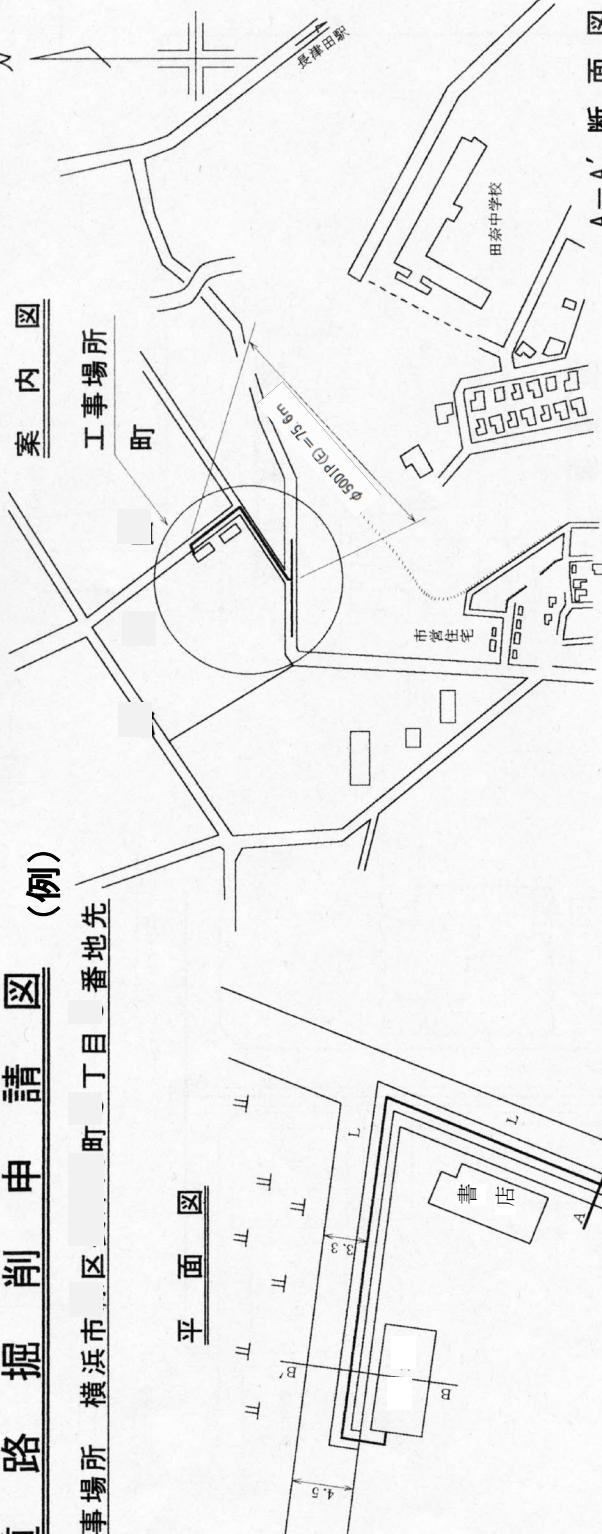
[大規模占用工事の道路掘削申請手続き申込書記入要領]

- ア 前記（2）の記入項目のうち掘削寸法図、掘削断面図及び現場案内図以外の項目については、前記（2）と同じ要領で記入すること。
- イ 掘削寸法図、掘削断面図、現場案内図及び平面図は別紙とすること。この別紙申請図面の大きさは、A3判（420mm×297mm）を標準とすること。
- ウ 申請図面の作成要領は次によるものとする。
- （ア）申請図面には、現場案内図、平面図、掘削か所の道路横断図（接続部分も含む）及び掘削寸法図を記載すること。
なお、各図の配置その他の詳細は、図一1、2にならって作成すること。ただし平面図で工事か所が明確に判断できる場合は、現場案内図を省略することができる。
- （イ）掘削か所の横断面図は、道路幅ごとに作成すること。
- （ウ）平面図は、その一部を省略してはならない。ただし、現場案内図については、この限りではない。
- （エ）現場案内図には、方位、目標物（建物等）を明記すること。
- エ 作成した申請図面は、所定の事項を記入した道路占用及び掘削工事施行許可申請に添付して、管理者に提出するものとする。

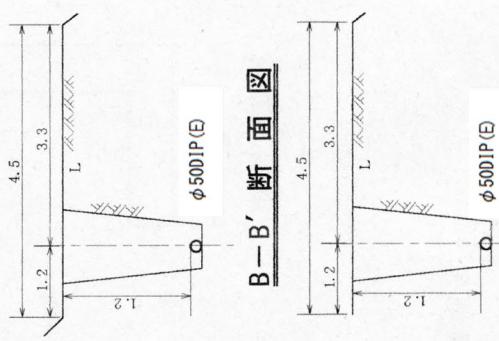
道 路 挖 削 申 請 図 (例)

工事場所 横浜市 区 町 丁目 番地 先

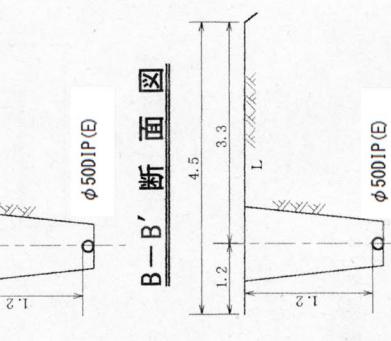
案内図



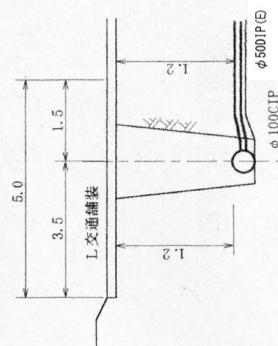
(接続部)断面図



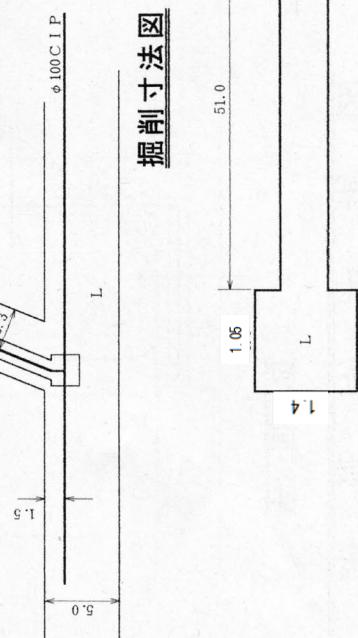
B-B' 斷面図



2

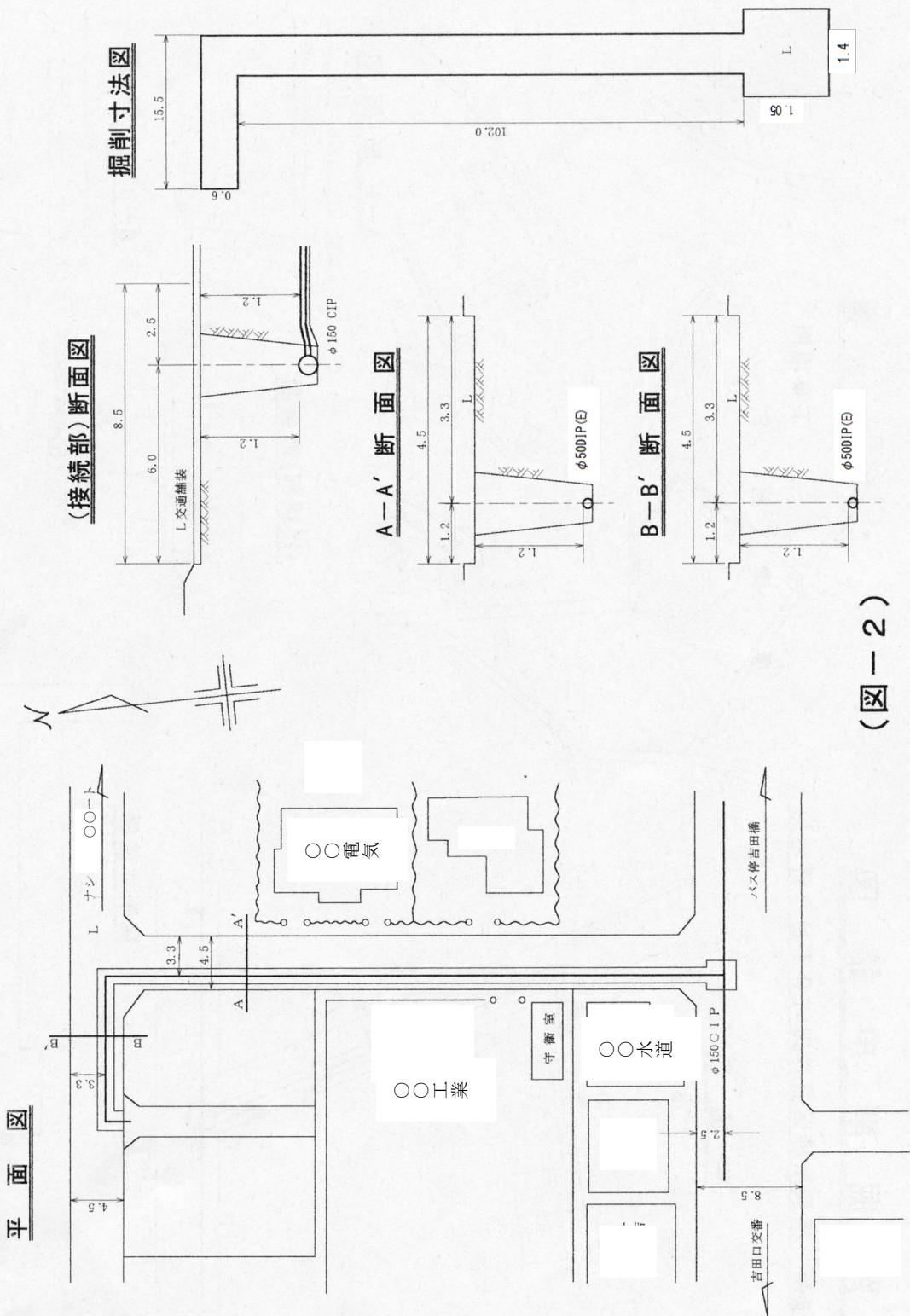


掘削寸法図



(四一)

道 路 建 造 申 請 書 (例) 工 事 場 所 横 浜 市 区 町 番 地 先



(四-2)

(4) S50形ダクタイル鋳鉄管及び口径75mm以上給水装置の占用工事の場合

S50形ダクタイル鋳鉄管及び口径75mm以上の布設工事（パターン図申請以外の工事）は、土木事務所の許可申請に必要とする道路占用及び掘削申請図を次の記入要領に従い作成し、工事着手の1か月前程度の余裕を持って「表－3」に掲げる図書に添付のうえ管理者に提出すること。申請図面の配置は、「道路掘さく及び占用申請図」に準じて作成すること。

なお、パターン図申請の場合は、前記（2）の場合による。

表－3 S50形ダクタイル鋳鉄管及び口径75mm以上給水装置の占用工事の提出図書

提出図書名	提出部数
1 道路掘削申請手続き申込書	1
2 道路占用手続き委任書	1
3 給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事施工者確認書	1
4 給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事履行誓約書	1
5 現場案内図、平面図、断面図、占用図等	1
6 その他管理者が必要と認める書類	

※提出図書1：S50形ダクタイル鋳鉄管及び口径75mm以上給水装置の占用工事の「道路掘削申請手続き申込書」の記入にあたっては、次の記入要領に従い記入すること。

[S50形ダクタイル鋳鉄管及び口径75mm以上給水装置の占用工事 の道路掘削申請手続き申込書記入要領]

ア 前記（2）の記入項目のうち掘削寸法図、掘削断面図及び現場案内図以外の項目については、前記（2）と同じ要領で記入すること。

イ 案内図

- (ア) 工事場所が容易に理解できる主要な施設、鉄道、道路、河川等目標となるものを記入すること。
- (イ) 「工事場所」の記入は、工事の起終点から引出線を出し、寸法線上とする。なお、工事場所が一地点の場合は、円で囲い引出線上とする。
- (ウ) 工事の起終点の区、町及び番地は、上記「工事場所」の下側に記入すること。
- (エ) 案内図には、方位及び縮尺を記入すること。

ウ 平面図

- (ア) 記入範囲は、工事路線（道路）の両側とも 20m 幅とする。
- (イ) 市境、区境、町境と町名、番地を記入すること。
- (ウ) 工事の起終点から引出し寸法線上に「工事場所」並びに口径、延長及び舗装種別を記入し、その下側に昼・夜間施工別を記入すること。
- (エ) 既設管路の表示は、「破線」とし、口径、管種別略称を記入すること。

エ 断面図

- (ア) 道路横断図の位置は、弁類間の中央付近とし、布設位置が変化する地点は追加すること。
- (イ) 道路横断図の記入は、道路全幅員で歩車道の区分は寸法線により明示し、道路付帯施設及び地下埋設物が判明できるようにすること。
- (ウ) 掘削標準断面図は、掘削幅と埋設土被りを記入すること。

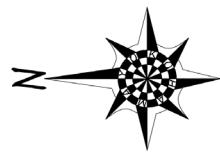
オ 占用図等

- (ア) 道路占用図は、新設管延長及び外径を記入し、占用面積を算出すること。
- (イ) 掘削面積は、舗装種別ごとに掘削幅、延長により算出し、記入すること。

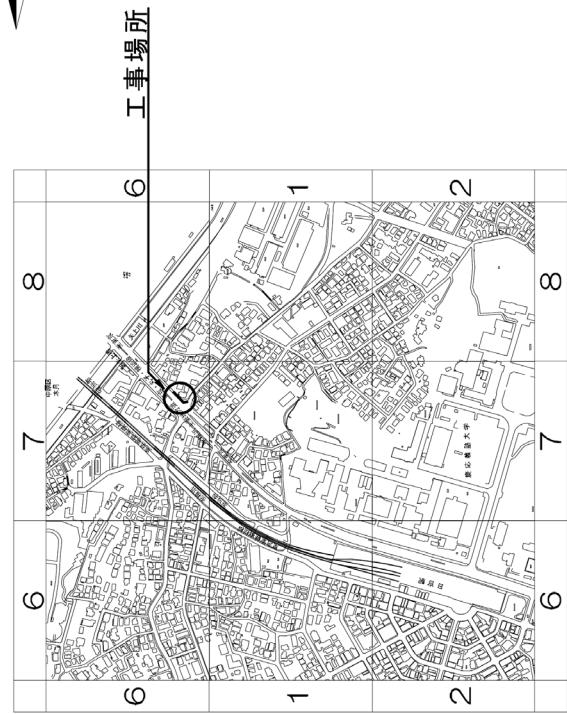
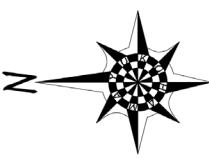
カ 工事予定現場付近に公共基準点がある場合は、給水工事受付センターに報告し、その指示に従うこと。

作成例

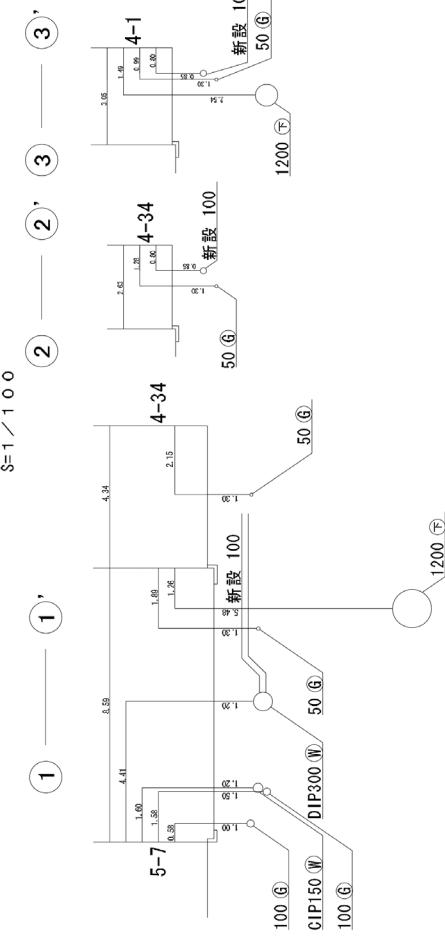
案内図
S=1/5000
9-3:7-6



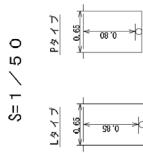
平面図
S=1/500
9-3:7-6



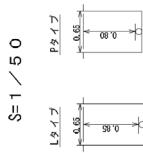
断面図



掘さく標準断面図



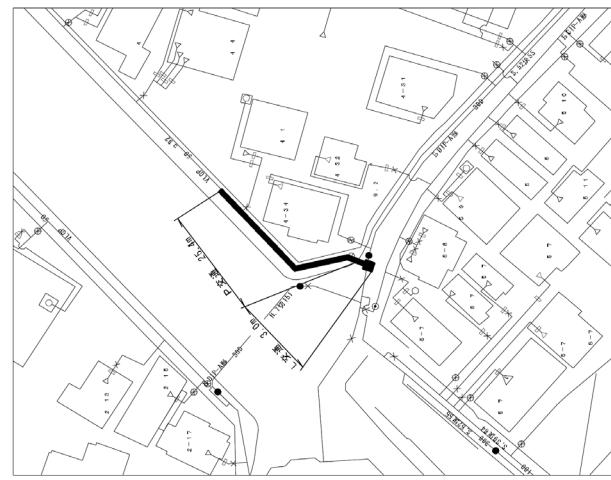
S=1/50



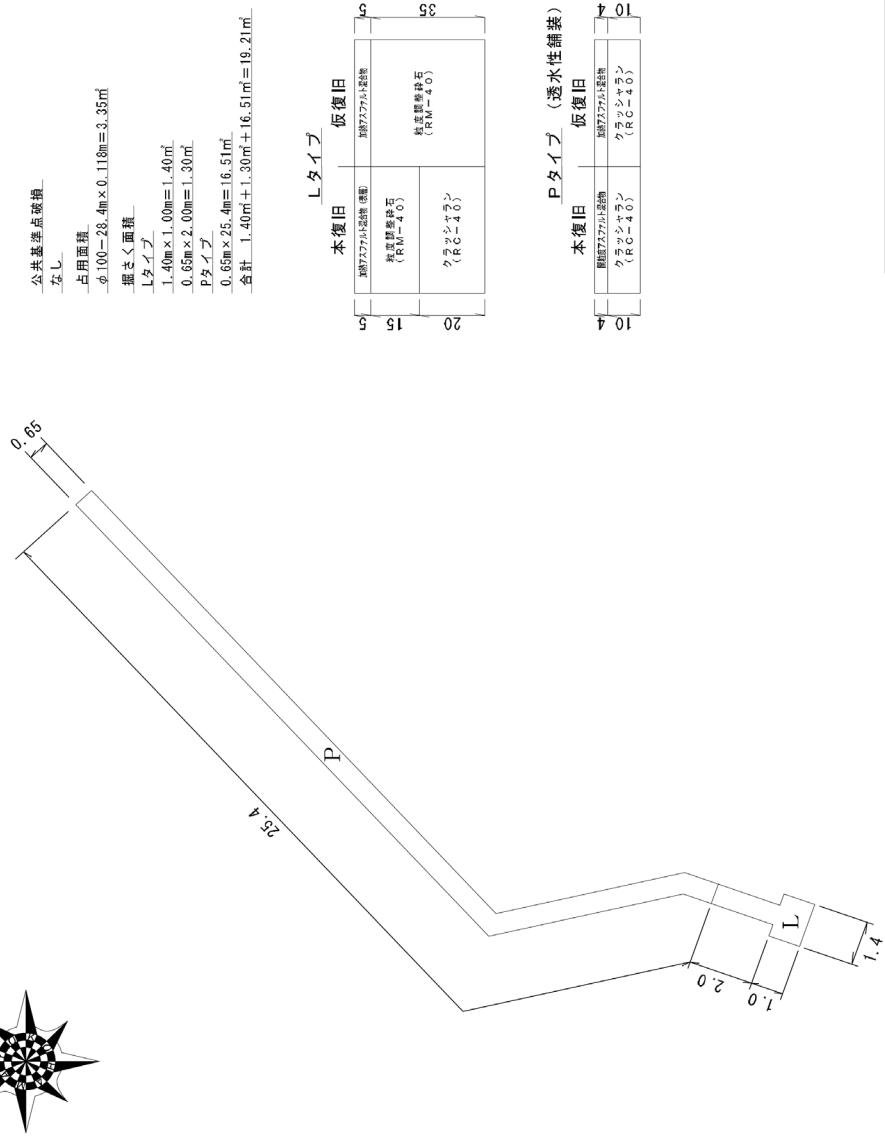
図名	道路掘さく及び占用申請図
工事名	○○町口筋100mm配水管新設工事
工事場所	○○区○○町○○号地○番地○号先まで
期間(月日)	平成26年○○月○○日
申請者	図1/2

作成例

道路掘削占用図
S=1 / 500



掘削寸法図
N



図名	道路掘削さく及び占用申請図
工事名	〇〇町口屋100mm配水管新設工事
工事場所	〇〇区〇〇町〇丁目〇番地〇号先から〇番地〇号まで
期間	平成20年〇〇月〇〇日
申請者	田中

図2/2

(5) 市管理区間の国道及び県道に布設する場合

国道及び県道のうち、市管理区間の道路占用許可申請に必要な図書は、前記(2)、(3)、(4)の施工規模に準じることとし、その作成にあたってはそれぞれの記入要領によること。

なお、国道及び県道のうち、道路法第17条に基づく市管理区間は次のとおり。

国・県道別	路線名	横浜市が管理している区間
国 道	1 号	浜松町から戸塚
	133 号	桜木町から山下町
県 道		横浜市内に所在する県道は全域。

(6) 国土交通省直轄管理区間の国道に布設する場合

国土交通省直轄管理区間の国道の道路占用及び掘削工事施行許可手続きは、事前に給水工事受付センターと協議のうえ、必要な図書及び図面を作成すること。

(7) 工事申請から許可までの所要日数

ア 小規模占用工事の場合

市道、市管理区間の国道及び県道の掘削工事のうち、小規模占用工事の許可に要する日数は、原則概ね2週間となる。

イ 大規模占用工事の場合及びS50形ダクタイル鋳鉄管並びに口径75mm以上給水装置の占用工事の場合

市道、市管理区間の国道及び県道の口径50mm以下布設延長が20m以上の大規模占用工事及びS50形ダクタイル鋳鉄管並びに口径75mm以上給水装置の占用許可は、2週間以上必要となるので十分留意すること。

ウ 国土交通省直轄管理区間の国道

国土交通省直轄管理区間の国道の道路占用及び掘削工事施行の許可には、2か月以上必要となるので十分留意すること。

(8) 舗装種別及びその記号

管理者への提出関係書類並びに道路占用及び掘削工事施行許可に必要な図書の舗装種別欄には、通常、次表の記号を記入するものとする。

舗装種別の記号等

番号	舗装種別	記号	構造	仮復旧工	
				大規模占用工事	小規模占用工事
1	D交通	D	表層 5cm 中間層 5cm 基層 5cm 安定処理 20cm 路盤 M-40 20cm 〃 C-40 30cm	表層 5cm 基層 5cm 路盤 M-40 20cm	表層 5cm以上 路盤(C-40)20cm
2	C交通	C	表層 5cm 基層 5cm 安定処理 10cm M-40 25cm C-40 35cm	表層 5cm	表層 5cm
3	B交通	B	表層 5cm 安定処理 10cm 路盤 M-40 20cm 〃 C-40 25cm	路盤 M-40 20cm	路盤(C-40)20cm
4	A交通	A(1)	表層 5cm 路盤 M-40 20cm 〃 C-40 30cm	表層 5cm 路盤 M-40 50cm	表層 5cm 路盤(C-40)10cm以上
		A(2)	表層 5cm 基層 5cm 路盤 M-40 10cm 〃 C-40 25cm	表層 5cm 路盤 M-40 40cm	
5	L交通	L	表層 5cm 路盤 M-40 15cm 〃 C-40 20cm	表層 5cm 路盤 M-40 35cm	
6	※R交通	R	表層 5cm 路盤 M-40 25cm	表層 5cm 路盤 M-40 25cm	
7	急坂用(1)	S(1)	表層セメコン 15cm 路盤 M-40 20cm	表層 5cm 路盤 M-40 30cm	
8	急坂用(2)	S(2)	表層アスコン 5cm 表層 B・C・Dと同じ 路盤 B・C・Dと同じ	表層 B・C・Dと同じ 路盤 B・C・Dと同じ	表層 5cm 路盤(C-40)20cm
9	急坂用(3)	S(3)	表層アスコン 5cm 表層 A・L・Rと同じ 路盤 A・L・Rと同じ	表層 5cm 路盤 A・L・Rと同じ	表層 5cm 路盤(C-40)10cm以上
10	歩道(1)	P (透水性)	表層 4cm 路盤 C-40 10cm	表層 4cm 路盤 C-40 10cm	表層 4cm 路盤(C-40)10cm

11	歩道(2)	C、P	平 板 敷 砂 路 盤	6 cm 3 cm 5 cm	表 層 路 盤	3 cm C-40 11cm	表 層 路 盤	3 cm (C-40) 11cm
12	砂利道等	G	C-40	5 cm	C-40	20cm	C-40	20cm
13	国 道(a)	—	表 層(3層) 安定処理 路 盤	15cm 15cm M-40 60cm	Dと同じ			
14	国 道(b)	—	表 層(4層) 安定処理 路 盤	20cm 15cm M-40 45cm	Dと同じ		Dと同じ	

※ 透水性舗装の場合は、管理者の指示に従うこと。

(9) 掘削寸法

分岐する給水管が口径 50 mm以下 (S50 形ダクタイル鉄管を除く) の分岐及び引込管部分並びに布掘り幅の標準掘削寸法は、次の各号によるものとする。なお、分岐給水管の口径が 75 mm以上及び S50 形ダクタイル鉄管の場合は、「横浜市水道局設計標準図」によること。

ア 標準掘削寸法

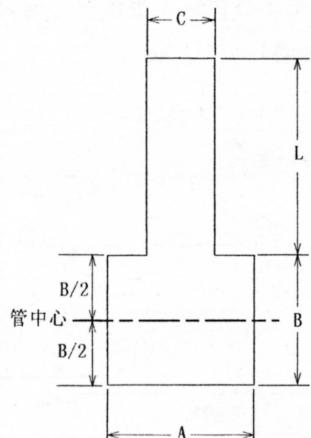
分岐及び引込管部分の標準掘削寸法 (幅員(A)×延長(B)は、取出方向を基準とする。)

分岐工法種別	分岐か所の標準掘削寸法 幅員(A)×延長(B)	引込管部分の掘削寸法 幅員(C)×布掘り部分の長さ(L)
サドル付分水栓取出し	1.0 m × 1.0 m	0.6 m × L m
口径 25~50 mm管からのMチーズ取出し、及びソケット取出し (サドル付分水栓開閉)	1.0〃 × 0.6〃	〃
口径 25~50 mm管末からのソケット取出し	0.6〃 × 1.0〃	〃
分水バンド止め、分水栓 1~2 本止め、プラグ止め、コテ付	1.0〃 × 0.6〃	〃
分水栓止め 3~4 本	1.5〃 × 0.6〃	〃

※ 歩道部分の掘削幅員(C)は、0.5mとする。

イ 全掘削面積の算出式

分岐工事に必要な標準掘削面積



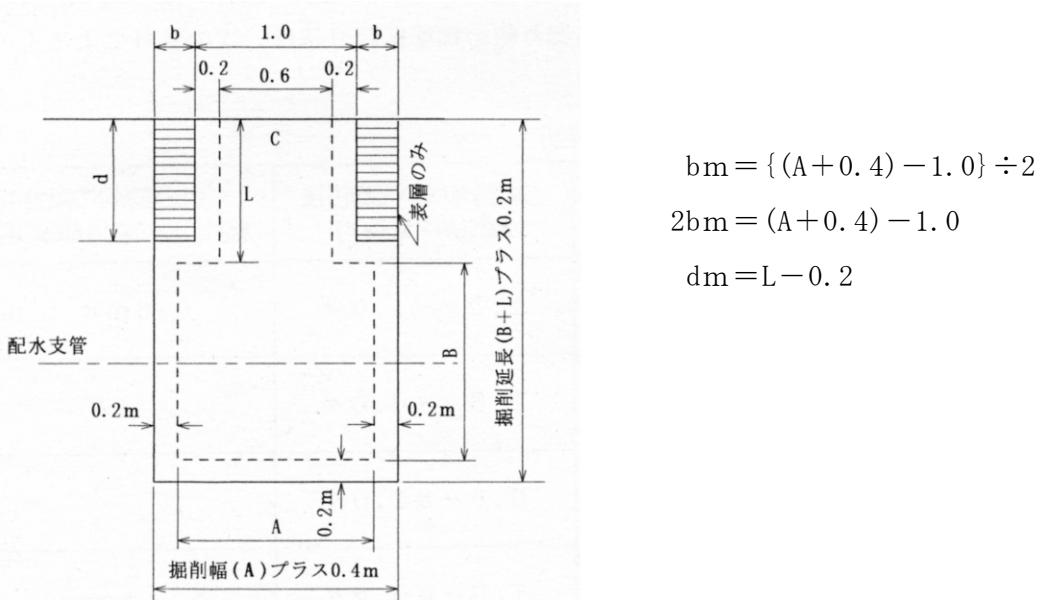
全掘削面積 (m^2) = (A × B) + (C × L)

2 路面復旧面積

(1) 小規模占用工事 (A 交通以下)

小規模占用工事で舗装種別A交通以下の掘削申請を行う場合の復旧面積の算出は、復旧内訳に従って路盤表層共と表層のみとをそれぞれ算出し、その合算面積とする。

- ・分岐工事に必要な標準復旧面積（A交通以下の車道）



① 路盤表層共

$$\text{復旧面積 } X \text{ m}^2 = \{(A + 0.4) \times (B + 0.4)\} + (L - 0.2) \times (C + 0.4)$$

② 表層のみ

復旧面積 X $m^2 = 2b \times d$

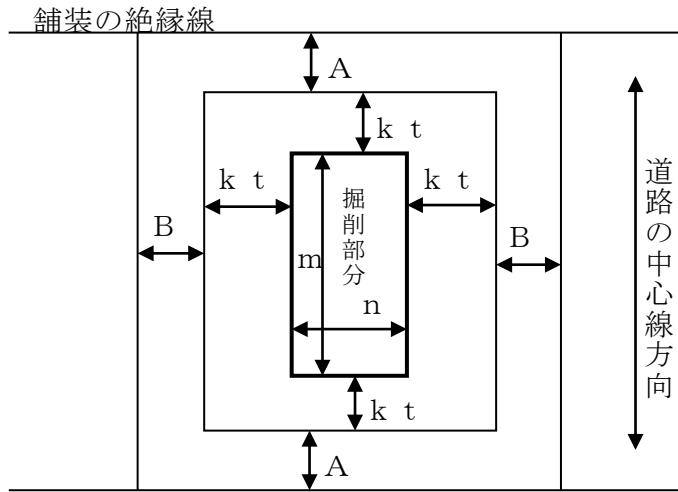
$$\therefore \text{全復旧面積} (\Sigma X) m^2 = ① + ②$$

(2) 小規模占用工事 (B 交通以上)、大規模占用工事及び口径 75 mm 以上の占用工事

道路占用のために道路を掘削した場合の復旧面積は、「横浜市道路掘削跡復旧工事標準仕様書」(道路局)による。

【参考】復旧範囲

復旧平面図



復旧面積は、掘削部分、 $k t$ 部分及び必要により A_1 、 A_2 、 B_1 、 B_2 部分を加えたものとし、標準的には、次式により算定すること。ただし、工事に起因して隣接する既設舗装に欠陥を生じさせたとき（亀裂、落込等）には、その部分を復旧面積に加えること。

$$S = (m + 2k t + A_1 + A_2)(n + 2k t + B_1 + B_2)$$

$S \cdots$ 復旧面積

$m \cdots$ 掘削部分の長さ

$n \cdots$ 掘削部分の幅

$t \cdots$ 掘削部分の路盤の厚さ

$k \cdots$ アスファルト系舗装の場合は、1.0

セメントコンクリート舗装の場合は、1.4

A_1 、 $A_2 \cdots$ 道路の中心線と平行の方向の影響部分の端から舗装の絶縁線（目地、版端等を言う。以下同じ。）までの距離（1.2 メートル〔膨張目地に係るときは 1.8 メートル〕）より大なるときは 0 とする。

B_1 、 $B_2 \cdots$ 道路の中心線と直角の方向の影響部分の端から舗装の絶縁線までの距離（1.2 メートルより大なるときは 0 とする。）

※ 「路盤の厚さ」とは、現舗装の表層（アスファルト系は、基層）と路床との間にあって、主として砂利、碎石、砂等の粒状材料を持って構成された層の厚さをいい、アスファルト系の安定処理層についても含まれる。

※ A₁、A₂、B₁、B₂部分の復旧範囲は、表層及び基層とする。

(3) 2種類以上の舗装にわたる場合

管理者及び道路管理者の指示による。

(4) 路面復旧面積の査定

道路管理者から路面復旧面積の査定の指示があった場合、その指示に従うこと。

占用許可書受取りの際、給水工事受付センター担当者に路面復旧面積査定の必要の有無を確認し、査定が必要な場合は、水道事務所担当者と査定日の日程調整を行う。なお、査定の際は原則、当該給水装置工事に選任された主任技術者が、水道事務所担当者とともに立会うものとする。

当日は、道路管理者が立会いを行い、路面復旧の範囲を指示される場合もある。

(5) 路面復旧図等の記入方法

ア 給水装置工事申込・施行承認申請書(完了届)

(ア) 小規模占用工事

歩 道・・・掘削幅員+0.2m

A交通以下・・・掘削幅員+0.4m

B交通以上・・・掘削幅員+路盤厚

(イ) 大規模占用工事及び口径75mm以上の占用工事

歩 道・・・掘削幅員+0.2m

A交通以下・・・掘削幅員+路盤厚

B交通以上・・・掘削幅員+路盤厚

(ウ) 路盤先行の場合(給水装置工事)

路盤先行する場合は、表層のみが本復旧施工となるが、その復旧幅は、1.5mとする。ただし、道路管理者から別に指示があった場合には、その復旧幅とする。

イ 道路占用許可書及び掘削工事施行許可書

土木事務所へ申請する上記書類については、標準掘削寸法、掘削面積についてのみ記入し、復旧寸法、復旧面積の記入は不要とする。

路面復旧図等の記入例

小、規 模 工 事 (取出工事 20m未満の布設工事)		大 規 模 工 事 (20m以上の布設工事)	
取 出 工 事	2 0 m未満布設工事	路 盤 先 行	2 0 m以上の布設工事
歩 道 給 水 装 置 工 事 図 面	 $1.0(1.2)$ $\overline{0.5(0.7)}$ $0.5(0.6)$	 $1.0(1.2)$ $\overline{0.5(0.7)}$ $0.5(0.7)$	 $1.0(1.2)$ $\overline{0.5}$ 30.0
A交通 以 下	 $1.0(1.4)$ $\overline{0.5}$ 0.5	 $1.0(1.4)$ $\overline{0.6(1.0)}$ $0.6(1.0)$	 $1.0(1.7)$ $\overline{0.6}$ 30.0
B交通 以 上			

(6) 公道占用工事の変更及び中止届

掘削占用許可手続き完了後又は給水装置工事の施工承認を受けた後、工事の施工予定日、工事の内容変更、工事を中止又は取消す場合は、直ちに給水工事受付センター及び当該水道事務所へ次のとおり届出等を行うこと。

ア 工事の施工予定日を変更する場合

水道事務所担当者へ速やかに電話連絡して指示を受ける。

工事期間を延長する場合、掘削占用許可を受けた工事期間内に完了しなければ掘削占用申請を再度、提出する必要があるため注意すること。

イ 工事の内容変更、工事を中止又は取消す場合

「5・3 設計変更」に基づく、給水装置工事設計変更（工事中止・申込取消）届を管理者へ提出すること。

(7) 路面復旧監督費

横浜市道路占用規則に基づき算定した金額に消費税を乗じた額とする。

3 路面復旧工事に関する管理者への届出

路面復旧工事の施工方法には、すべての手続きを工事事業者が行う「自己復旧」、他企業工事との競合により他企業が行う「他企業復旧」があり、それぞれ手続きの内容が異なる。

(1) 自己復旧の場合

ア 建設業法に基づく「ほ装工事業」の許可を受けた事業者又は公道の舗装工事の施工実績のある事業者等、本復旧を適切に施工できる復旧工事施工事業者と契約する。ただし、工事事業者自ら適切に本復旧ができる場合を除く。

イ 原則、道路占用許可申請までに、「給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事施工者確認書」及び「給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事履行誓約書」に必要事項を記入し、給水工事受付センターへ提出する。

ウ 道路占用許可申請後、路面復旧工事を施工する復旧工事施工事業者を変更する場合は、速やかに給水工事受付センター担当者へ連絡するとともに、「給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事施工者確認書」を再提出すること。

エ 路面復旧工事完了後自主検査を行い、速やかに「給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事しゅん工届」に本復旧工事記録写真を添付して給水工事受付センターへ提出する。

(2) 他企業復旧の場合

ア 他企業工事と競合する場合は、原則、道路占用許可申請までに給水装置工事に伴う道路掘削跡を含めて路面復旧工事を施工する他企業と調整し、復旧工事施工事業者を決定する。

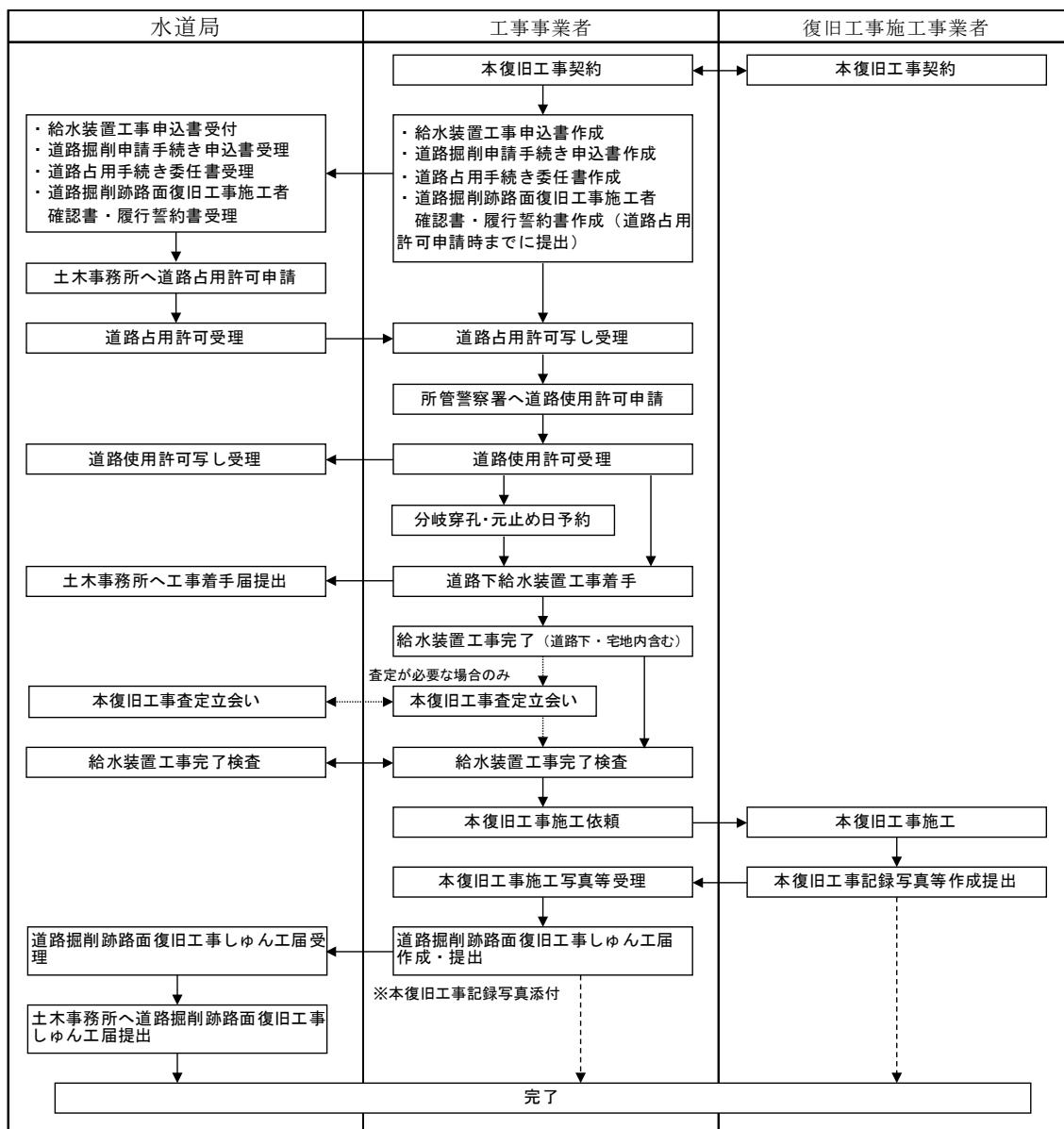
イ 原則、道路占用許可申請までに、「給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事施工者確認書」及び「給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事履行誓約書」に必要事項を記入し、給水工事受付センターへ提出する。

ウ 道路占用許可申請後、路面復旧工事を施工する復旧工事施工事業者を変更する場合は、速やかに給水工事受付センター担当者へ連絡するとともに、「給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事施工者確認書」を再提出すること。

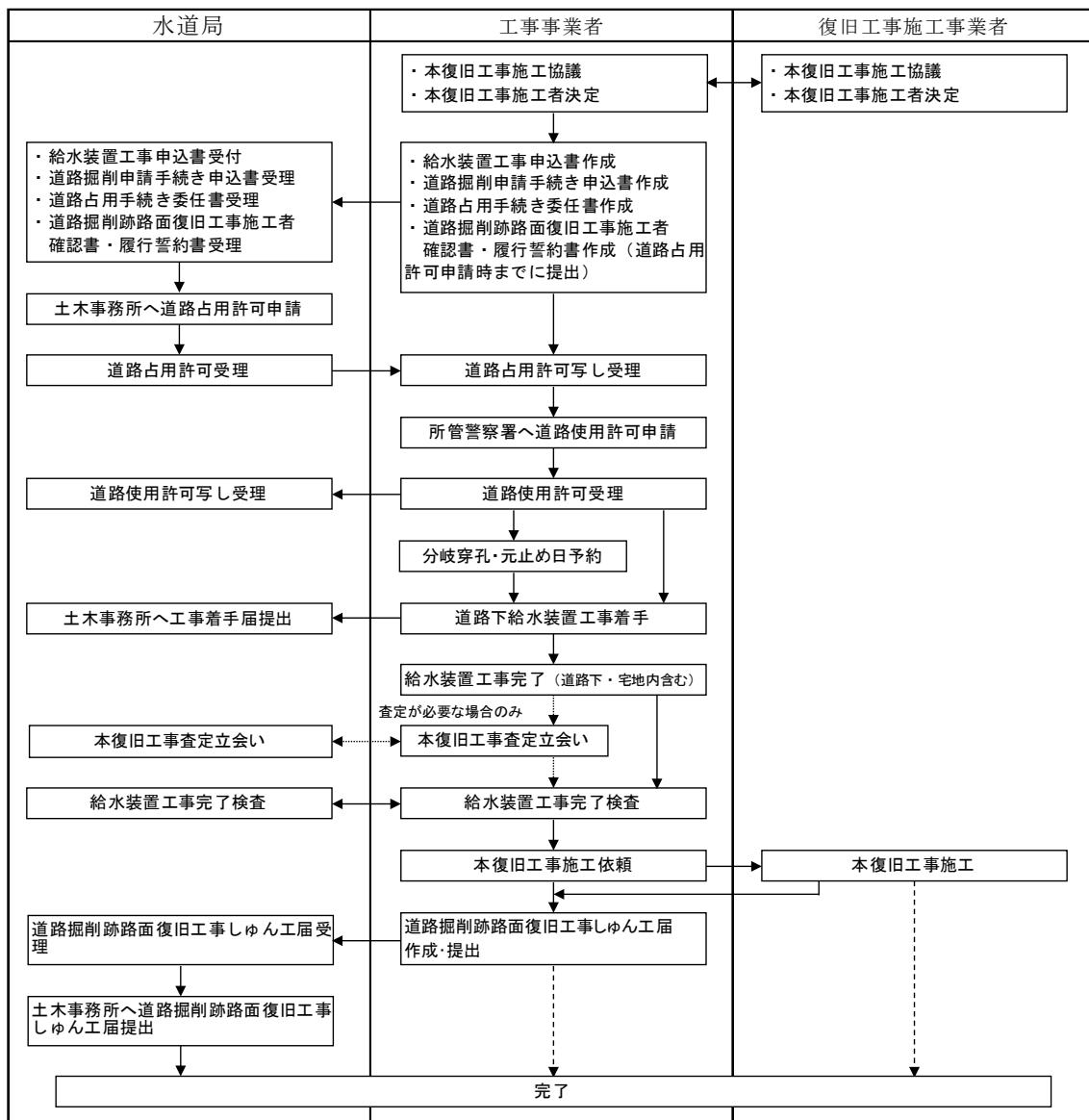
エ 他企業復旧の場合は、「給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事しゅん工届」に添付する施工状況写真は、本復旧が完了していることが確認できる写真を添付し給水工事受付センターに提出する。

(3) 自己復旧及び他企業復旧の標準手続きフロー

① 自己復旧の場合の標準手続きフロー



② 他企業復旧の場合の標準手続きフロー



4 管理者及び道路管理者の検査

管理者又は道路管理者から路面復旧工事しゅん工検査の指示があった場合は、原則、当該給水装置工事に選任された主任技術者が立会い検査を受けなければならない。

5 横浜市道路工事調整連絡協議会への手続

横浜市が管理する道路で、舗装道路 100m 又は砂利道 200m を超えて掘削する場合、また、関係機関との工事調整を必要とする場合は施工延長が 20m 以上の工事についても、横浜市道路工事調整連絡協議会（以下「道路調整会」という。）に工事議案の申請手続を行わなければならない。工事事業者は、道路調整会が、4か月ごとに開催されるので、工事施工月に合わせて、図面等必要な書類を給水工事受付センターに提出すること。

定例の道路調整会は、次により開催される。

開催月	3月	7月	11月
工事施工月分	4月～翌年3月	8月～翌年3月	12月～翌年3月
年間協議会	年間協議会	-----	-----

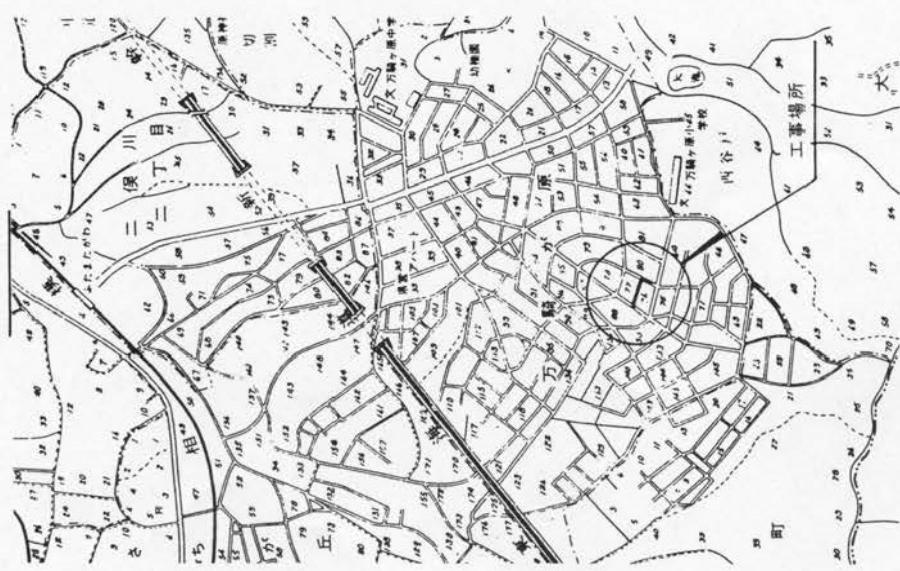
(参考) 横浜市道路工事調整連絡協議会調書 (例)

横浜市道路工事調整連絡協議会調書

番号	工事箇所	工事種別	予定期	延長	道路幅員	掘削幅	歩道区別	交通規制の希望
	OO区OO町1~8	$\phi 50$	8	130	4.0, 6.0	0.6 ~ 1.4	L	昼夜施行の別 片側通行止め 昼間

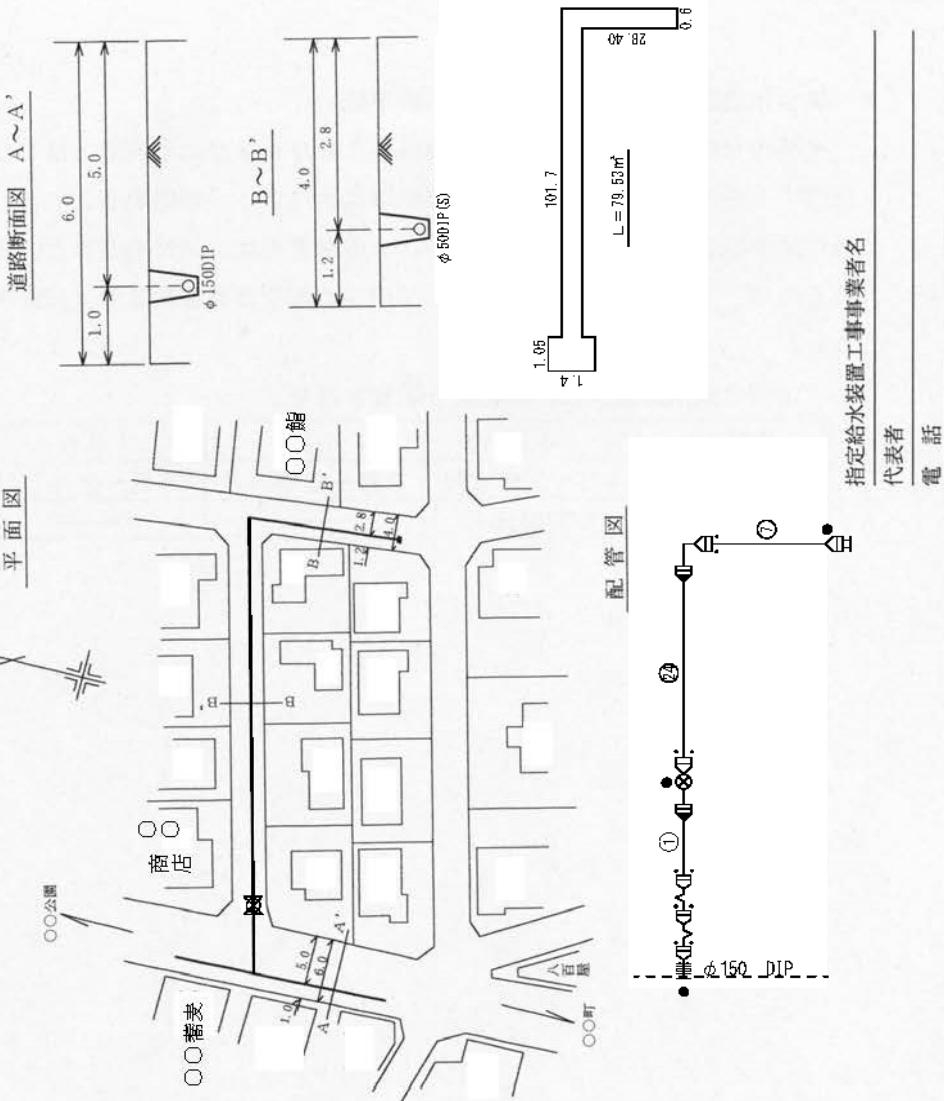
作成図面の例

案内図



※ 案内図は、区図を使用のこと。
区図は、工事場所が判る範囲でよい。

平面図



指定給水装置工事業者名

代表者
電話

6 横浜国道事務所道路工事調整連絡協議会への手続

国土交通省管理の国道で、車道（側道巻き込み部を含む）の掘削工事、歩道の工事区間延長が20m以上の工事、又は路線上工事日数が30日を越す工事は、横浜国道事務所道路工事調整連絡協議会に工事協議の申請手続を行わなければならない。工事事業者は、当該協議会が、4か月ごとに開催されるので、工事施工月に合わせて、図面等必要な書類を給水工事受付センターに提出すること。

開催月	3月	7月	11月
-----	----	----	-----

7 輸装道路掘り返し規制等

(1) 輸装道路の掘り返し規制期間内に道路掘削することはできない。ただし横浜市道路管理者、若しくは特別審査会に掘削許可承認を得たものについては、この限りではない。

ア 輸装種別による規制期間

5年……B、C、D交通輸装、急坂用輸装(1)、(2)、特殊輸装、タイル・レンガ等

3年……A1、A2、L交通輸装、R交通輸装（生活道路輸装）、急坂用輸装(3)

1年……その他の輸装

イ 既設輸装道路の掘り返し規制期間発生の起算基準は、工種を問わず復旧輸装をした時点より起算し、上記アの輸装種別によって決定する。

したがって、既設輸装道路を掘削する必要が生じた場合、申請にあたっては、事前に輸装種別の確認を含め規制期間内道路か否かは所管の土木事務所で調査しなければならない。

(2) 年度末工事抑制

安全で円滑な道路交通の確保を図るため、毎年3月は、国道及び主要地方道の一部で、道路掘削工事を伴う水道等の工事が抑制されるので、工事事業者は給水装置工事申込者にその旨周知すること。

8 開発行為の手続等

都市計画法第32条では水道施設の同意・協議は、開発面積が20ha以上に適用することとなっている。開発面積1,000m²以上20ha未満ものについてもこの法に準拠して「開発行為に伴う給水施設、設置の協議申請書」を給水工事受付センターに2部提出すること。

管理者は、都市計画法第33条の規定に基づき、当該開発地区への給水施設設置等の条件を付し、「開発行為に伴う給水施設設置の同意書」を発行する。

9 急傾斜地崩壊危険区域内の工事

(1) 急傾斜地の崩壊危険区域内において給水装置工事を行う場合、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号。以下「急傾斜地法」という。）第 7 条第 1 項「制限行為」に該当する行為を行うときは、神奈川県横浜治水事務所の許可書の写しを給水装置工事申込書に添付し、給水工事受付センターに提出しなければならない。

「制限行為」に該当するものは次による。

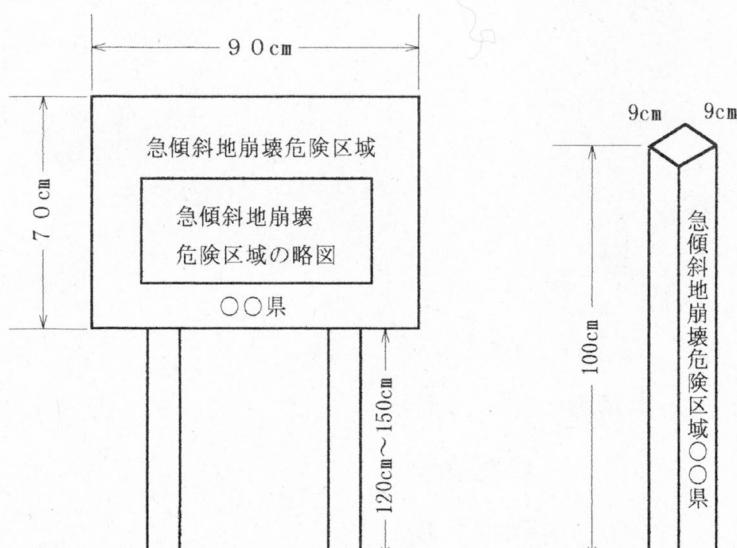
- ア 水を放流し、又は停滞させる行為その他水の浸透を助長する行為
- イ ため池、用水路その他急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造
- ウ のり切、切土、掘削又は盛土
- エ 立木竹の伐採
- オ 木竹の滑下又は地引による搬出
- カ 土石の採取又は集積
- キ 上記に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊を助長し又は誘発するおそれのある行為

なお、急傾斜地崩壊危険区域の場合は、神奈川県横浜治水事務所へ許可申請する前に給水工事受付センターと布設位置等について事前協議を行うこと。

(2) 許可申請に必要な提出書類

「急傾斜地崩壊危険区域内行為許可申請書の作成について」（神奈川県横浜治水事務所）による。

(3) 急傾斜地崩壊危険区域には、次の標識があるので十分現場を確認すること。



10 公共基準点の復元

工事事業者は、道路掘削等により公共基準点に支障を及ぼすおそれのある場合は、給水工事受付センターに届け出なければならない。

11 河川等掘削及び占用

工事事業者は、河川等で給水装置工事を行う場合は、河川管理者と事前に協議を行い、掘削及び占用にあたって必要な条件の確認や許可申請に必要な書類等を作成し、給水工事受付センターへ提出しなければならない。

許可申請に必要な書類等については、「河川法許可申請について」（横浜川崎治水事務所）等による。

管理者は、掘削及び占用にあたって必要な書類等の提出を受け、河川管理者の許可を得るものとする。

12 道路使用に係る許可

(1) 警察署への道路使用許可申請

ア 道路（私道を含む）を掘削等する場合は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）に基づき、事前に所轄の警察署から「道路使用許可」を得なければならない。

イ 許可取得後、この許可書を給水工事受付センターに提示するとともに、工事中は常に携帯しなければならない。

(2) 消防署への届出

工事事業者は、道路掘削、給水装置工事等により、消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのあるときは、「横浜市火災予防規則（昭和 49 年 3 月横浜市規則第 23 号）」に定める第 16 号様式により、消防署長に届け出なければならない。

(3) その他

ア 他企業占用者への施工照会

工事事業者は、道路掘削、給水装置工事等を施工する道路に他企業（東京ガス、NTT、東京電力等）の占用物がある場合は、工事施工照会を行わなければならない。また、当該占用物に影響を及ぼすおそれのある場合は、所轄の事業所等と協議をすること。

イ ゴミ収集及びバスの運行

ゴミ収集、バス運行等に支障を来たすおそれのある場合は、所轄の事業所等と協議をすること。

なお、各届け出の期限は、緊急の場合を除き道路の掘削、占用工事等を行う日の 5 日前までとする。

5・6 私有管譲渡

道路内に当該道路と平行に布設（設置）する給水管の所有者は、管理者に所有権譲渡の有無を意思表示しなければならない。

私有管の譲受については無償とし、道路横断管については譲渡の対象外とする。

＜解説＞

1 新たに道路内に平行して布設（設置）する給水管を譲渡する場合には、給水装置工事申込時に次の図書を提出する。

- ・道路内平行私有管譲渡申出書（新設用）
- ・道路内平行私有管譲渡に関する確認書
- ・私道（土地）占用・使用承諾書
- ・その他管理者の必要とする図書

なお、公道内に平行して布設する給水管を譲渡しない場合は、給水装置工事申込時に譲渡をしない旨の申出をすることとする。この場合、道路管理者及び関係官庁に行う占用及び掘削の許可申請手続等は、全て申込者の責任において行い、管理者に次の図書を提出する。

- ・道路管理者及び関係官公署の交付する許可書の写し
- ・公道内私有管管理確認書

2 既に道路内に平行して布設（設置）されている給水管を譲渡する場合の手続は次による。

私有管の所有者は、給水工事受付センターと譲渡についての事前協議を行った後、次の書類を提出する。

- ・私有管譲渡のための事前調査依頼書
- ・案内図、平面図、配管図、オフセット図、詳細図、その他必要な図面
- ・その他管理者の必要とする図書

管理者は、提出された事前調査依頼書等に基づき、譲受の基準に適合しているかどうかについて調査及び確認（必要に応じて所有者との現地立ち会い調査を含む）を行い、譲受の可否について事前調査回答書を発行する。

譲受ができる場合、私有管の所有者は次の書類を提出する。

- ・道路内平行私有管譲渡申出書（既設用）
- ・私道（土地）占用・使用承諾書
- ・その他管理者の必要とする図書

5・7 工事記録写真の標準

給水管を布設する場合は、施工状況、工事着手前後及び周辺の工作物が判明できる写真を撮影するものとし、撮影要領は次による。

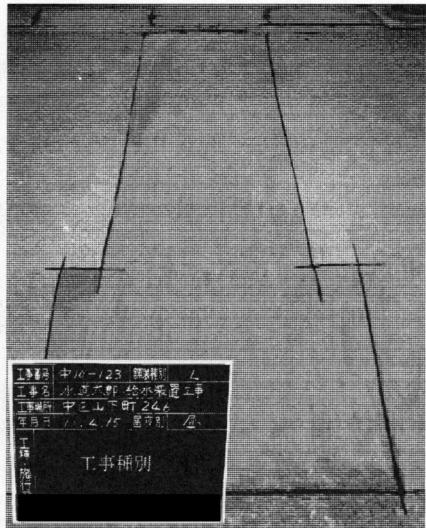
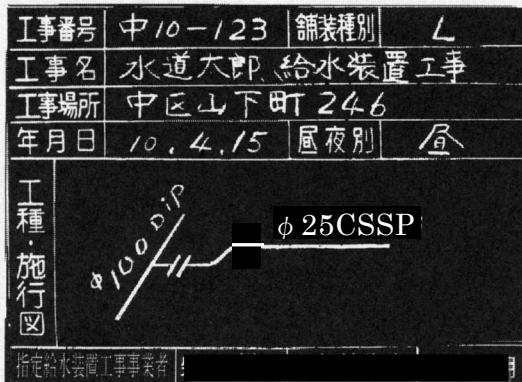
- 1 納入水管の布設延長が10m未満の場合は、1組撮影する。
- 2 納入水管の布設延長が10m以上50m未満の場合は、1を含め2組、50m以上の場合は、50mを1区間とし、その区間ごとに1組追加すること。
- 3 写真は、工事事業者が3年間保管し、管理者の請求があった場合は、提出しなければならない。
- 4 撮影は写真用黒板等を使用し、必要要件を記入すること。
- 5 写真の枚数は、原則として1組9枚以上とする。大きさはL判を原則とすること。
- 6 その他管理者が指示した場所等の撮影をすること。
- 7 S50形ダクタイル鋳鉄管及び口径75mm以上で工事完了後、管理者に譲渡する場合の撮影要領は、水道工事施工管理基準の「工事写真撮影基準」に準拠して作成し提出すること。

<解説>

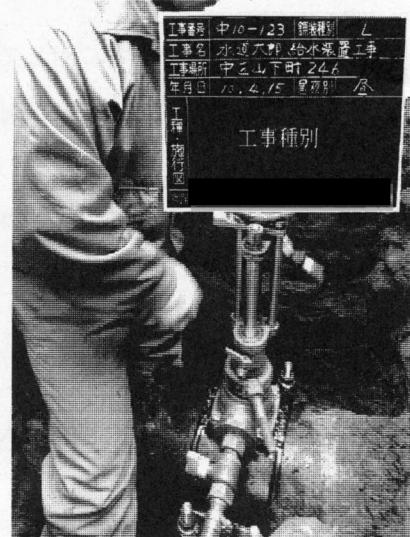
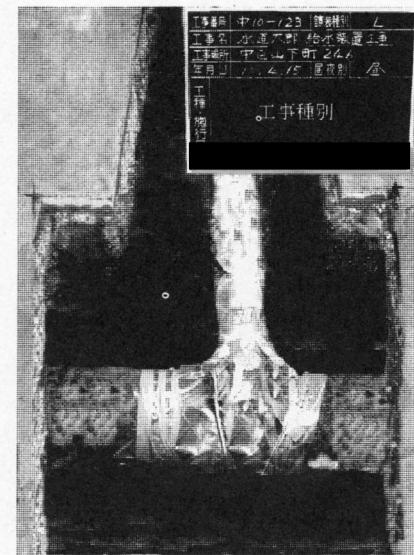
- 1、2 写真の撮影場所は、必要に応じて納入水管工事完了届の完成図面に記入すること。
- 3 写真は、写真帳に納入水管工事受付番号・年月日・住所・申込者・工事事業者を記入すること。
- 4 工事記録写真用黒板(450mm×600mm)等を使用し、
　　納入水管工事受付番号
　　施工年月日
　　工事事業者名
　　工事内容、配管、路盤材等を記入すること。
- 5 撮影項目
 - (1) 工事着手前(舗装切断工)状況写真
 - (2) 分岐部状況写真(T字管連絡工事・サドル付分水栓穿孔工事等)及び元止め工事状況写真
 - (3) 密着形コア挿入機設置状況写真
 - (4) 道路内配管施工状況写真
 - (5) 埋戻し完了状況写真
 - (6) 道路内路盤工完了状況写真
 - (7) 道路内仮復旧完了状況写真
 - (8) 耐圧テスト確認状況写真
 - (9) 敷地内配管埋設及び隠ぺい部分状況写真
 - (10) その他、管理者が指示した場合又は必要と考えられるものを撮影しておくこと。
(工事状況、補償対策、災害等)

工事記録写真撮影例

工事着手前



密着形コア挿入機設置状況



道路内配管施工状況写真



工事記録写真撮影例

敷地内配管埋設及び窓へい部状況写真



道路内路盤工完了状況写真

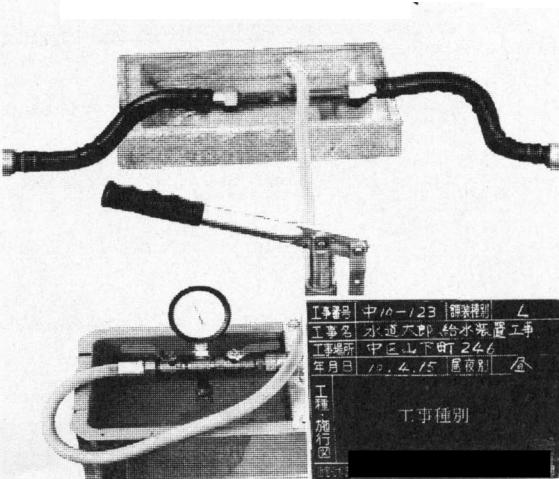


三事種別



道路上復旧完了状况写真

※マーキングについては、
6・7・2を参照すること



耐圧テスト確認状況写真